日南町告示第4号

平成31年第2回日南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月21日

日南町長 中 村 英 明

記

招集年月日 平成31年3月1日 招集場所 日南町役場庁舎 議場

〇開会日に応招した議員

昭君 山 本 芳 木 博君 荒 礼 子君 惠比奈 保君 大 西 稔君 \blacksquare

幸君 坪 倉 勝 近 藤 志君 久足 代 安 敏君 羽 覚君 上 正 広君

○3月22日に応招した議員

人君 古

〇応招しなかった議員 な

平成31年 第2回(定例)日 南 町 議 会 会 録(第1日) 議 平成31年3月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成31年3月1日 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針説明

日程第4 議案第3号

権利の放棄について(水道料金債権) 権利の放棄について(町営住宅使用料債権) 日程第5 議案第4号

日程第6 議案第5号 権利の放棄について(介護サービス利用料債権)

議案第6号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について 日程第7

日程第8 議案第7号 日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第9 議案第8号 公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町総合文化セン ター)

日程第10 議案第9号 公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町立林業アカデ

日程第11 議案第10号 公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町農林業担い手 研修施設イチイ荘及び日南町山村広場)

日程第12 議案第11号 日南町特別会計条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 日南町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日南町下水道事業の設置等に関する条例の制定について 日南町簡易水道基金条例の廃止について 日程第14 議案第13号

日程第15 議案第14号

日程第16 議案第15号 日南町集落排水事業推進基金条例の廃止について

日程第17 議案第16号 日南町森林整備基金条例の制定について

日程第18 議案第17号 日南町J-クレジット運用基金条例の制定について

日程第19 日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例等の一部改正 議案第18号 について

日程第20 議案第19号

日南町課設置条例等の一部改正について

日程第21 議案第20号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部改正について

日程第22 議案第21号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改

正について

日程第23 議案第22号 日南町手数料条例の一部改正について

ページ(1)

```
日南町第2回定例H31年3月1日
             日南町地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
日程第24
     議案第23号
について
日程第25
             日南町文化財保護条例の一部改正について
     議案第24号
日程第26
     議案第25号
             日南町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例等の一
部改正について
日程第27
     議案第26号
             平成30年度日南町一般会計補正予算(第10号)
日程第28
     議案第27号
             平成30年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第29
             平成30年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
     議案第28号
日程第30
     議案第29号
             平成30年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第31
             平成30年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)
     議案第30号
日程第32
             平成30年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
     議案第31号
     議案第32号
             平成30年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第33
             平成30年度日南町病院事業会計補正予算(第3号)
日程第34
     議案第33号
             平成31年度日南町一般会計予算
日程第35
     議案第34号
日程第36
     議案第35号
             平成31年度日南町国民健康保険特別会計予算
日程第37
             平成31年度日南町介護保険特別会計予算
     議案第36号
             平成31年度日南町介護サービス事業特別会計予算
日程第38
     議案第37号
     議案第38号
日程第39
             平成31年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第40
     議案第39号
             平成31年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
日程第41
             平成31年度日南町簡易水道事業会計予算
     議案第40号
日程第42
     議案第41号
             平成31年度日南町下水道事業会計予算
日程第43
     議案第42号
             平成31年度日南町病院事業会計予算
                本日の会議に付した事件
日程第1
     会議録署名議員の指名
日程第2
     会期の決定
日程第3
     町長施政方針説明
日程第4
     議案第3号
             権利の放棄について(水道料金債権)
日程第5
     議案第4号
             権利の放棄について(町営住宅使用料債権)
             権利の放棄について(介護サービス利用料債権)
日程第6
     議案第5号
             鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について
日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
日程第7
     議案第6号
日程第8
     議案第7号
日程第9
     議案第8号
             公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町総合文化セン
ター)
日程第10
     議案第9号
             公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町立林業アカデ
日程第11
             公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町農林業担い手
     議案第10号
研修施設イチイ荘及び日南町山村広場)
日程第12 議案第11号 日南町特別会記
             日南町特別会計条例の一部改正について
日程第13
     議案第12号
             日南町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第14
             日南町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
     議案第13号
             日南町簡易水道基金条例の廃止について
日程第15
     議案第14号
日程第16
     議案第15号
             日南町集落排水事業推進基金条例の廃止について
日程第17
             日南町森林整備基金条例の制定について
     議案第16号
日程第18
             日南町Jークレジット運用基金条例の制定について
     議案第17号
日程第19
             日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例等の一部改正
     議案第18号
について
```

日程第20 日南町課設置条例等の一部改正について 議案第19号

日程第21 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 議案第20号

一部改正について

日程第22 議案第21号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改 正について 日程第23

議案第22号 日南町手数料条例の一部改正について

日程第24 議案第23号 日南町地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

について

日程第25 日南町文化財保護条例の一部改正について 議案第24号

日南町第2回定例H31年3月1日 日程第26 議案第25号 日南町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例等の一 部改正について 日程第27 議案第26号 平成30年度日南町一般会計補正予算(第10号) 日程第28 議案第27号 平成30年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 平成30年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) 日程第29 議案第28号 平成30年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) 日程第30 議案第29号 日程第31 議案第30号 平成30年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号) 平成30年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算 (第2号) 平成30年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) 日程第32 議案第31号 日程第33 議案第32号 日程第34 議案第33号 平成30年度日南町病院事業会計補正予算(第3号) 日程第35 議案第34号 平成31年度日南町一般会計予算 日程第36 議案第35号 平成31年度日南町国民健康保険特別会計予算 日程第37 平成31年度日南町介護保険特別会計予算 議案第36号 日程第38 議案第37号 平成31年度日南町介護サービス事業特別会計予算 平成31年度日南町後期高齢者医療特別会計予算 日程第39 議案第38号 日程第40 平成31年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算 議案第39号 日程第41 議案第40号 平成31年度日南町簡易水道事業会計予算 日程第42 議案第41号 平成31年度日南町下水道事業会計予算 平成31年度日南町病院事業会計予算 日程第43 議案第42号 出席議員(10名) 2番 本 芳 昭君 3番 倉 勝 幸君 Щ 仁安 志君 4番 荒 木 博君 近 5番 藤 久足 惠比奈 礼 代 6番 子君 7番 敏君 保君 羽 覚君 8番 西 9番 大 田 稔君 12番 村 上 広君 11番 正 欠席議員(1名) 10番 古 都 勝 人君 欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名											
局長		岩	崎	昭	男君	書記 書記		花 川	倉 上	順 将	也君 典君

-							 			
町総教病病福会 課次事事保管 課長業務健理	部長 ——— 課長 ———	中木安中伊梅花	別村下達曽田林倉	た英順才森英千幸	出明久智政寿恵江席君君君君君君君君君君君	た者の職氏名 教育長 企民課長 住民課長 農業設園長 保育委員会事務	實淺久財田	山延田城原邊本	太雅隆 陽道	悟郎史敏積子博君君君君君君君

午前9時21分開会

○議長(村上 正広君)例年に比べ、降雪が非常に少なく、除雪費用も大きく減少し、残 り1カ月で御代がわりの新元号が発表され、5月から改元での業務が開始されます。何か と慌ただしい時期を迎えておりますが、中村町長におかれましては、無投票で町民の信任を得られ、初めての定例会を迎えたところであります。今後の本町の指針を示す施政方針説明と町制60周年事業を含む、初となる当初予算の上程、条例改正、人事案件等、山積する諸課題に積極的に取り組んでいただきたいと思います。 議員各位には、任期最後の定例会であり、新年度の予算審議をしていただく重要な議会であります。闊達な議論をお願いを申し上げ、開会の御集楼といたします。

ただいまの出席は10名であります。定足数に達していますので、平成31年第2回日 南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

タブレットの平成31年第2回定例会フォルダの報告書ファイルをお開きください。地 方自治法第121条の規定により、本定例会に出席を求めた者は、1ページの報告書のと おりであります。

本町の監査委員から、平成31年2月18日付で、地方自治法第235条の2の規定に よる例月出納検査の結果について報告がありました。2ページから9ページのとおり報告

をいたします。 本日までに議長において決定した議員派遣の件については、10ページの報告書のとお

会議録署名議員の指名 日程第1

〇議長(村上 正広君)日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、山本芳昭 議員、3番、坪倉勝幸議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

正広君)タブレットの会期日程ファイルをお開きください。日程第2、会 〇議長(村上 期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、さきに議会運営委員会に諮問し、答申を得ていますが、その会期 は、本日3月1日から3月22日までの22日間であります。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日3月1日から3月22日までの22日間とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月22日ま での22日間に決定をいたしました。

つきましては、今期定例会の運営について、格別の御協力をお願いをいたします。

日程第3 町長施政方針説明

〇議長(村上 正広君)タブレットの町長施政方針ファイルをお開きください。日程第 3、平成31年度日南町施政方針について、中村町長より説明を求めます。 中村町長。

〇町長(中村) 英明君) 3月の定例議会におきまして、施政方針を述べさせていただきま すが、その前に一言御挨拶をさせていただければというふうに思っております。

本日から22日までの定例議会ではありますが、この間、私の初めてのとなりますけれ ども、施政方針及び議案として条例が15件、補正予算8件、当初予算9件、その他とい

こっ、心域力可及び職業として未例かっち件、補正で昇ら件、当例で昇り件、その他ということで8件で、合計40の議案を上程させていただく予定であります。御審議の上、御承認いただきますことをお願いを申し上げたいというふうに思っております。 日南町におきましても、少しけさほど見ますと、梅の花が咲いてる状況を見ました。春が訪れるのを少し感じたところでありますが、本日の未明、宮内のほうで火災がありました。全焼という形でしたけれども、幸いなことにけが人、あるいは命にかかわるというふるには否となかったということを表いた思った。

うには至らなかったということを幸いに思ったところであります。 また、御承知のとおり、春の甲子園に米子東高等学校が出場となります。その選手として、日南町出身の長尾君が、上石見の出身ですが、レギュラーとして出場するという予定を聞いております。健闘を祈りたいと思いますし、持っておられる力を十分に発揮していただければというふうに思ってるとこであります。

また、本日は県立高校の卒業式、私立高校の卒業式がたくさん予定されてるというふう に聞いております。希望を持って、次のステップに頑張っていただきたいというふうに思 っておるとこであります。

また、3月には、3月21日から、第4回になりますけども、海外派遣のシアトルが女性9人、小学生、中学生が出発する予定になっておるとこであります。よい体験をしていただければというふうに思っております。

また、後半には統一地方選挙ということで、県知事選挙あるいは県議会議員選挙の告示 が3月中に行われ、4月の7日に投票が行われる予定でありますし、また、4月16日か らは皆様方の町議会議員選挙が予定されておるとこであります。3月は本当に慌ただしい 日々が続くんだろうというふうに思っておりますが、どうぞ皆様方も含めて、健康に御留

意していただければというふうに思っておるとこであります。 さて、早速でありますが、町政の方針について述べさせていただければというふうに思 っております。少し長くなるかもしれませんが、大変申しわけありませんが、お聞きいた だければというふうに思っております。

平成31年日南町議会3月定例議会が開催され、平成31年度一般会計予算案を初めと する諸案件を提案し、御審議いただくに当たり、町政運営に取り組む初心の一端と施策の大綱を御説明申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心よりお願いする ものであります。

初めにですが、私は、昨年12月11日告示の日南町長選挙で図らずも無投票当選させ ていただきました。多くの町民の皆様に御支援を賜り、大変光栄であります。今この席に立ち、改めまして身の引き締まる思いと、責任を感じているところであります。本議会 就任後初めての議会でありますので、私に与えられた任期中の町政運営について、 たその一端を申し上げまして、町民の皆様の御理解をいただければというふうに思ってお ります

った。。 まず初めに、これまで築いてきた農林業・文化・教育・まちづくり・防災・医療・介護・インフラ整備などの基盤をさらに充実、発展させ、4,600人余りの町民の皆様が心の豊かさを実感し、誇れるまちづくりに取り組み、次世代につなげてまいります。 そして、これから厳しい時代の先を見据えて、この時代を切り開いていく覚悟を持ち、

全力で町政運営に取り組んでまいります。そのためには、日本及び日南町の姿を直視する ことが重要と考え、またさらに10年後、20年後を予測しながら現状を維持し、さらなる発展をするために重要なのは人口構成です。これから何に力を入れ、何に投資すること で活気あるまちづくりにつながるのか、既存の事業の深掘りの視点も必要です。一定の期間の中で目標値を持って挑戦していくことが重要と考えます。例えば、検診受診率 80%、ふるさと納税寄附金1億円、結婚件数50件など、具体的な数値を目標に前進し ていきたいと思います。現在、地域の役員や農林業を引っ張っていただく方々は60歳か ら70歳の方が中心ですが、10年後を推測しますと、この層の人数は半減します。それらをカバーするためには、科学技術の進歩による人工知能(AI)の活用や、高齢者、女 性、UIターンの方々、外国人の外部人材と共生する地域づくりなどは切り離せないと考 えております。

ことしは、4月30日に天皇陛下が御退位、翌5月1日には皇太子殿下が天皇陛下とし て御即位され、新元号が始まります。

また、日南町は昭和34年の誕生から60周年の記念の年でもあります。これまで日南 町を支え、発展に寄与されてきた先人の皆様に敬意と感謝を表するとともに、これから新 たな日南町を私が先頭に立ち、全員参加で築いていくスタートの年にしていく決意であり ます。

社会経済情勢ということで、我が国は、地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口 減少を克服するという構造的課題に正面から取り組むべく、長期ビジョンによる地方創生 が展開される中、地方の人口減少はとまらず、東京などや大都市部への集中が続いていま す。東京圏は若者の転入もふえる中、高齢者の人口も増加しています。一方、地方の人口 維持対策は思うような結果につながってないのが現状であり、ここ5年間の生産年齢人口 は450万人減少し、労働力不足は都市部も地方も同じ悩みを抱えています。 消費税は平成元年に3%で創設し、本年には10%になる予定であり、この原資を社会

保障分野や子育で世代に投資し、子供を産みたい、育てたい希望をかなえ、希望出生率 1.8を目指そうとしています。この30年間で出生率は1.57から1.26まで落 26まで落ち 込み、高齢化率は10%から30%に上昇しました。少子高齢化は我が国の最大の課題で す。リニア中央新幹線は2027年に東京と名古屋を結び、早ければ大阪まで延伸します。東京と大阪の所要時間が67分に縮まり、三大都市圏が一体化し、時間と距離の格差 がますます広がります。

海外に目を向ければ、昨年12月発効の環太平洋連携協定(TPP)や本年2月発効の 欧州連合(EU)との経済連携協定(EPA)、米中の貿易摩擦など、今後その動向を注 視していくことがより重要となりました。

平成31年度の予算編成ですが、その中の地方財政の見通しということで、国の平成 31年度予算及び30年度2次補正予算の審議に当たって、財政政策等の基本的な考え方 について、財務大臣の所信では、日本経済につきましては、企業部門の改善が家計部門に 広がり、好循環が進展する中で、今回の景気回復期間は、昨年12月時点で戦後最長に並 んだと見られ、穏やかな回復を続けています。このような状況のもと、引き続き、経済再

生と財政健全化に着実に取り組んでいく必要があり、その鍵となるのは、少子高齢化への対応です。その一環として、全世代型社会保障制度の確立とその持続可能性の確保が極めて重要です。この観点から、新経済・財政再生計画に沿った歳出改革等を行うとともに本年10月の消費税率の引き上げを実施することにより、安定的な財源を確保いたします。消費税率の引き上げに当たっては、需要変動を平準化するための十分な支援策を講じるとど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう全力で対応しますと述べられております。直接関係のある地方交付税等は、昨年より4,701億円の増額案であります。しかしながら、依然として債務残高は対GDP比の国際比率を見ても突出してよい、平成31年度末公債残高は約897兆円の見込みであり、国民一人当たりに換算すると約713万円の試算となり、引き続き注視していく必要があります。

予算のポイントとしては、幼児教育・保育の無償化、介護人材の処遇改善、年金生活者支援給付金の支給、低所得高齢者の介護保険料の負担軽減強化、消費税引き上げによる経済への影響の平準化として、ポイント還元、プレミアム付き商品券の発行等、また、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策が2020年までの3カ年で集中実施として

盛り込まれております。

日南町ですけれども、平成31年度予算編成方針と財政規模についてであります。こうした中、本町の平成31年度予算編成では、平成29年度決算においても全体の30.4%しか自主財源が確保できてない状況から、事業の重要性、優先度を明確にし、必要な事業に限られた財源を配分することにより、継続して健全な財政運営の堅持に努めることとしました。また、長期的な視点におきましては、予算縮小も視野に入れながら、効果的な事業のあり方を協議してまいりました。

効果的な事業のあり方を協議してまいりました。 歳入ですけれども、個人町民税では201万円程度の増が見込まれているものの、法人町民税におきましては事業所の廃止等により643万6,000円の減額としております。新規税としての森林環境譲与税は2,680万円を見込んでおります。地方交付税につきましては、普通交付税25億円、特別交付税3億5,000万円と、昨年の同額を見込んでおるとこであります。また、特に31年度は大規模事業を推進するために、国・県支出金、地方債などの依存財源に大きく頼った財政運営が見込まれます。財源の不足分につきましては、財政調整基金を取り崩して対応してまいりたいというふうに思っております。

歳出では、平成27年度から大型事業が続いております。本年も引き続き大型予算となりました。防災無線のデジタル化事業の最終年度、町制60周年記念事業、統一地方選挙と参議院議員選挙経費、全町FTTH化事業の2カ年での実施、自主運営に向けた観光協会の体制整備、住宅改修助成事業の拡充、木材団地整備事業、林業機械リース支援事業、林業アカデミー運営委託事業、意欲ある農業者支援事業の拡充、国土調査事業、災害対応の単県小規模治山事業、介護事業者支援策、小・中学校通学費無償化、小・中学校タブレット更新等の既存の施設、設備の更新等の計画的実施、新たな体制強化を目指す取り組み、産業振興策、将来に向けての人材育成等、積極的に事業を展開してまいります。

・特別会計、公営企業会計におきましては、10月に消費税・地方消費税率の引き上げの予定もありますが、国民健康保険税及び水道料金並びに農業集落排水・特定生活排水処理の使用料金は、任期中は特別なことがない限り据え置きとしたいというふうに思っております。

事業の選択と集中のもと、町民の視点に立ち、真に必要とされる施策を積極的に実行し、町民福祉の向上に取り組むことを基本姿勢として編成しました。

このようにして予算を編成した結果、平成31年度の予算規模は、一般会計が78億 9,000万円で、前年度と比較しますと14億8,100万円、23.1%の増加となり、平成27年度の当初予算を上回る、近年にない規模となりました。

また、国民健康保険特別会計など5つの特別会計予算総額は、前年度比7.1%の1億3,800万円の減、さらに本年度から簡易水道事業、下水道事業会計が企業会計となり、病院事業会計と合わせて企業会計予算総額は、前年度比3.1%、5,300万円の増額となりました。この結果、全ての会計の総予算額は114億7,300万円で、前年度比較では13億9.600万円、13.9%の増となりました。

度比較では13億9,600万円、13.9%の増となりました。 町政運営の基本方針でありますが、全国の市町村が知恵を絞り実践してきました地方創生事業が終盤戦となりますが、日本全体の人口減少はさらに進んでおり、人口移動も東京一極集中に歯どめをかけることができない状況が続いておるとこであります。生産年齢層の人口も減少し、全国的な人材不足の中、特に地方の労働力不足が深刻になっており、新たな外国人人材受け入れ制度も始まるという状況であります。

日南町におきましても、仕事をつくり安心して働けるまちづくり、日南町への移住・定住を促進させる、そして、結婚・出産・子育ての希望を実現させる、安心して暮らし続けられる地域づくりを柱とした事業を展開してまいりたいというふうに思っております。まだ十分な成果が出ていないところもありますが、さらに進捗を図るべく努力を継続し、引き続き「産業振興=しごと」、「町民が安心して暮らせる健康なまちづくり=まち」、「心豊かに生きる協働のまちづくり=ひと」を町政運営の柱として進めたいというふうに思っております。

活用と木材生産を成長産業として、地域経済の活性化を図ります。 商工業と雇用対策についてありますが、住宅改修助成の限度額を30万円から40万円に引き上げ、既利用者にも差額分の利用ができる制度に改めました。引き続き、2分の1は商品券として商工業を支援してまりますけれども、昨年の秋ごろから理者の変更もあり、視き続き協議を重ねながら運営に携わっていきたいというふうに思います。また、町内企業の人材不足対策として進めてまいりました外国人技能実習生します。また、町内企業の人材不足対策として進めてまいりました外国人技能実習生とまままとに推進します。本年2月7日に町内の企業の皆様に対して説明会を開催しましまままとに推進設業・医療介護・農林業等の13事業者の参加があり、期待であります。今後は、会社からの意向を踏まえ、実積を重ねていくことを関係して、町内の受け入れ団体に対して経費の2分の1の補助を計画しておるとるであります。

観光事業ですけれども、近年、事業も多くなり、またその期待も膨らんでまいりました。組織の強化を目的に、一般社団法人化を進め、職員の身分保障や組織の根拠の明確化、信用の向上に努めてまいりたいというふうに思います。しっかりとした組織体制のもと、自然資源の磨き上げや外国人誘客など、次への模索も取り入れ、さらなる観光振興に取り組んでまいります。

ふるさと納税寄附金の制度についてでございますが、日南町ではここ数年、1,000万円に届かない状況です。しかし、寄附をいただいた方への返礼品は魅力ある商品があり、当然、生産者等の所得向上にもつながりますし、日南町の魅力の宣伝、財源の確保にもつながります。まだまだ伸びていく要素はあると思いますが、工夫が必要です。本年度は窓口となるポータルサイトの増設を行うとともに、返礼品の充実、内容の吟味も必要と思っております。待っているのではなく、積極的な展開を行い、3年後の目標額を1億円に置き、全体的な深掘りを行います。そのため、専任の職員を配置し、目標実現に向けて頑張りたいというふうに思います。

続きまして、「町民が安心して暮らせる健康なまちづくり=まち」というテーマでありますが、第2の柱、「町民が安心して暮らせる健康なまちづくり=まち」でありますが、町民の皆様がそれぞれのライフステージにおいて、笑顔で健康な生活が送れる環境が重要であります。地域で安心して子育てができる環境整備を行ってきましたが、本年はさらに小・中学生の通学費を無償化し、子育て費用の軽減に寄与し、その環境の充実を図っていきます。また、高齢者の平均寿命は延びており、引き続き一人一人を見守っていくきめ細やかな体制を維持するための保健・医療・福祉の連携のもとに、地域包括ケア体制の充実に努めてまいります。

に努めてまいります。 地域医療と病院事業では、町民の皆様が安心して住みなれた地域で暮らしていくための 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの充実 が重要であります。その中で、医療と介護は一体的な動きが最も重要であります。地域を 支える多職種の現場の皆様の医療・福祉・保健の連携と実践に努めてまいります。

介護分野につきましては、職員不足が影響して事業所の統合や休止を余儀なくされており、経営的にも厳しい状況が続いております。しかしながら、介護保険制度の施設・在宅サービス、支援サービスはなくてはならない事業であります。その中で、全国画一の報酬額では、地方の経営実態にそぐわない内容もあります。議会提案の中山間地域の不採算事業に対して、訪問介護事業、通所介護事業に確保対策支援事業等を開始して、日南福祉会の経営安定と介護サービスの堅持に寄与していきます。また、人材確保について、引き続き日南福祉会と協力して、新規採用や離職防止に努めてまいります。介護士や看護師の人材確保は喫緊の課題であります。また、10月から事業所内保育のおひさまにおきましては、国の幼児教育の無償化事業所の対象となり、さらには同じく10月からは介護人材確保対策事業が始まりますので、その内容や対応に注視していきます。

本町の健康づくりについて、言うまでもなく健全な身体と精神がなくてはよい仕事もできませんし、前向きな気持ちにもなりません。本町の現状は、近年平均寿命が延びており、特に男性の寿命の延びが顕著になっております。健康寿命が延びていることに、その成果を評価したいというふうに思います。いきいき百歳体操や通所デイサービスでの運動等の効果があるものと思われますが、その背景を調査し、今後に生かしていきたいというふうに思います。一方で、60歳前後の若さで亡くなられるケースが多いという印象を持っております。日南町の検診受診率は、鳥取県平均を下回っております。今までもがん検診の受診案内の通知や受診料の無償化、イベント会場での保健師等によるチラシ配布、プ

障がい者支援では、昨年念願のグループホームを開所することができました。定員6名に対して現在5人の方が利用されておられます。ほかに体験利用の方もあるようであります。本人や御家族の将来への安心の仕組みが1つふえたというふうに思っております。また、引き続きともに生き生きと生活できるよう、雇用の場の提供を支援していきたいというふうに思います。

がいたが、でありますが、昨年2回の豪雨を経験し、西日本豪雨では多数のとうとい命が失われました。昭和の時代には一度もなかった震度7以上の地震が、平成の30年間に4回も発生しました。いつどこで大災害に遭遇するかわからない時代となっています。減災と命を守ることがさらに重要です。昨年の豪雨につきましては、全町に避難して命を守る行動が求められておるところであります。31年度から防災の専門職員を雇用して、自助・共助・公助を共有し、地域の皆様と連携して協議を重ね、新たな体育を雇用して、自助・共助・公助を共有し、地域の皆様と連携して協議を重ね、新たな体育をでいきます。また、病院周辺に耐震性貯水槽を建設し、消防隊員の安全確保と病院を含む周辺施設の初期消火の強化に努めてまいります。町の避難所整備事業は引き続き3年間の延長を行い、各地域の避難所の機能を開きます。

除雪につきましては、従来から地域内に小型除雪機を配置しておりました。老朽や故障などで稼働していない現状が見受けられるとこであります。地域の意見を聞きながら、今後の配備のあり方を構築してまいります。除雪機械運転手育成支援事業も継続して行い、運転免許取得の費用助成により、若手人材を確保・育成します。また、計画的な除雪機械整備を行ってまいりましたが、本年はドーザ8トン級1台を購入し、除雪体制の継続と強化を図ります。

道路・橋梁・水道施設、下水道施設などの社会資本は、町民生活や産業振興に不可欠なインフラ基盤であります。効果的で効率的な整備を進めるとともに、長寿命化への取り組みなど、将来を見据えながら計画的に推進する必要があります。具体的にはのり面の修繕や舗装修繕を図るとともに、町道内方線などの新設改良を予定しております。公共工業を関係を図るともに、町道内方線などの新設では、当また、公共工業を関係がは、町道三本杉村尾線深谷橋を県砂防事業と一体的に復良等の早期完成を高規格道路江府三次線鍵掛峠道路や国道180号・183号の道路改良等の早期完成に要望してまいります。水道事業におきましては、計画推進して日野上全な水高の供給体制が確立しました。家庭用水施設整備事業では、整備実態を鑑み、補助金の供給体制が確立しました。家庭用水施設整備事業では、整備実態を鑑み、補助金の供給体制が確立した。家庭用水施設整備事業では、整備実態を鑑み、補助金の大きの供給体制が確立した。家庭用水施設を備事業では、整備実態を鑑み、補助金のととなりました。

法の一部適用とすることになりました。 新石見小水力発電所につきましては、事故により長らく停止しておりましたが、改修工事も完了し、昨年11月から試運転を兼ねて運転開始することができました。現在順調に稼働していることを報告させていただきますとともに、今後は安全運転に心がけ、二度と事故が起きないよう運営してまいります。

また、日南清掃センターの適正管理を推進することとし、地元の理解を得ながら延命化を図り、町内での処理を継続し、必要な一部修繕を実施してまいります。

地籍調査推進事業ですが、認証遅延の解消を進め、1件を残すのみとなりました。今後の推進に当たりましては、推進協議会及び地元の皆様の御協力を得ながら調整してまいります。国の2次補正予算約3,000万円と、県への当初要求額約1億5,000万円としております。その中で、新たな手法となりますリモートセンシング技術、いわゆる航空レーザーの測量を用いた取り組みを開始し、この新しい技術の導入により、今後の進捗率アップに寄与することを期待しておるとこであります。平成31年度末の進捗率は32.87%を、閲覧後というところで区切っておりますが、そのパーセンテージを予定しておるとこであります。

平成31年度からの大型事業となります日南町タウンズネット光化事業は2カ年の実施を予定しておるとこであります。補助金につきましては、ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業と地域ケーブルテレビネットワーク整備事業の2種類があります。国全体でも予算額は少額で、かつ要望自治体も多い状況であります。補助金の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。テレビの4K・8Kへの対応やインターネットの高速化、大容量化につながる事業であります。中山間地域でも都市部と同じ通信環境をつくり、通信格差解消につなげるとともに、町民の皆様の生活環境の向上に努めてまいりたいと思います。31年度の第1期は、日野上・山上・阿毘縁・大宮地区の工事を予定をしてるところであります。

を予定をしてるところであります。 公共交通ですが、平成27年に実施しました町公共交通総合計画策定調査事業におきまして、解決すべき3つの課題が浮き彫りになりました。1つ目は交通空白地帯の解消、2つ目は利便性の向上、3つ目は行政負担の改善です。これにより、政策6つを掲げ、平成29年度から実証運行をしてまいりました。これまでの運行の把握と検証をもとに、10月から新ダイヤ移行に向けて準備をしてるところであります。本年は小型バス車両(10人乗り)1台を更新します。また、全国的に運転手の不足が顕在化しており、町内においても運転手の確保が難しいという声を聞いております。10月には現在の委託契約期間が満了します。委託内容の見直しを行い、町営バス・デマンドバス・巡回バスの安定的な確保と、安全性、利用者の利便性向上を図ってまいりたいというふうに思います。

最後の3つ目の柱でありますが、「心豊かに生きる協働のまちづくり=ひと」についてであります。私は、今の日南町の10年先、20年先の人口構成を予測したときに、まず、その分析が最も大切であり、まちづくりを進める上で人口構成のバランスが重要であると考えております。それぞれの年齢層には、それぞれの役割を担っていただいております。一つには地域活動を担っていただいてるまち・むらづくり協議会や自治会、また地域の農業を担っていただいてる方は、多くが60歳代から70歳代の皆様方です。特に10年先の男性人口は半減するという予測があります。将来の組織のあり方や経営体のあり方などについて、残すもの、やめるものの見きわめの時期が早晩来ると考えており、町の姿の再構築の時期にあるというふうに思っております。

具体的な取り組みとしては、一つは先ほど述べましたが、健康づくりであります。働き盛りの人が、がんや心筋梗塞等で亡くなられることはとても残念なことであります。検診を通して早期発見・早期治療することで、働ける力と明るい心豊かな生活を長く維持していただけるよう、力を注いでいきたいというふうに思います。31年度は、町民の健康づくりへの意識向上と実践を目的として、民間事業者の協力により、健康改善に向けたプログラムの構築に取り組みます。あわせて、町職員向けのプログラム構築につきましても取り組んでまいりたいというふうに思います。

産業の人手不足につきましては、従来から実施しております農業研修生制度の継続と、本年スタートします林業アカデミーの卒業生の定住、UIターン者の定住策に努めてまいります。さらに、昨年から進めております外国人就労支援事業につきまして、事業者説明会を設けて、事業者の手挙げを待って、具体的に推進していきたいというふうに思います。様子見の事業者もあると思いますけれども、実践を経て、時間をかけて人材確保・労働力確保に努めてまいります。

また、結婚対策につきましては、本町は25歳から39歳の年齢層に特徴があります。 日南町は出生率が高いと言われておりまして、最近の合計特殊出生率の推移を見ても、全 国平均は上回っております。しかしながら、鳥取県と比較しますとほぼ同じぐらいで、5 年前以前の数値からはかなり減ってきているのが現状であります。つまり、25歳から 39歳までの未婚率が高くなってきてるというふうに思います。具体的には、男性が 60%を超えておりますし、女性も40%を超えております。ここを何とか伸ばすことが できれば、町の元気につながります。平成30年度からは、結婚を専門に事業展開されて る会社に委託して婚活事業を進めており、順調に実施してきております。本年も引き続

き、セミナー・イベント・相談会を実施していきたいと考えております。最近の傾向として、みずからアプローチしない、待ちの姿勢であるという方が多いようですが、結婚の希望のある方に対して、後悔のない人生を送ってもらいたいと思います。こうした環境の中、希望をかなえるためにはいろいろな手段があり、それらの選択肢を多く持てることで効果を生む確率が高くなるのではないかと考えております。本年は、従来実施してきました仲人奨励事業を復活します。また、最近の傾向として同級生同士の結婚率が高いと聞いております。気心が知れ、性格もわかるなどの背景の中で、同窓会を開催してもらい、同級生同士の御縁をつくっていく、ふるさと日南町との縁を確かなものにしていくなどを目的としまして、新たな施策として日南町仲人報奨金制度、日南町同窓会開催支援補助金制度を実施していきます。

にちなん保育園では、総合遊具を設置するとともに、施設の外壁等の修繕を行います。 学校教育では、将来の日南町を担う子供たちに、確かな学力と豊かな心を育むために、 保小中一貫した教育理念、方針のもとで保育・教育を進め、たくましく生き抜く力を育む 教育活動を引き続き展開してまいります。まず、小・中学校通学費を無償化とします。また、備品の更新時期となり、小・中学校の電子黒板用のパソコン及びタブレットを3年間で計画的に更新します。また、中学生議会で提案のありました中学校校舎トイレの改修を行います。その他の提案につきましては、緊急性や老朽化状況を勘案し、順次改修に努めてまいりたいと思います。

社会教育ですが、改めまして、そのあり方、取り組みについて、見詰め直していきたいと考えております。今求められているのは何なのか、小学生から中学生、高校生と成長でしたでしたちは人とのつながりや、地域とのつな業後切した教育では、小・中学校ではこうした学習があるものの、卒業後間になっていないのが現状です。ふるさと日南町を思い出して考えていまるとは強います。結果エレベーターのますですが、カーなど、カーなど、大人に成長していうふうに思います。結果エレベーターであるとは強くましては、図書管理システムの更新を行いまして、皇にはの平成の日本では、中心というの思います。多くの日本では、1000年間の皇室写真展を計画しております。また、フロ本の日本で記されます。

町制60周年記念事業でありますが、本年は昭和34年の日南町誕生から60周年に当たる記念の年であります。本年は10月6日にとり行う記念式典を中心に計画を進めております。コンセプトとしては、平成から次の時代へのスタートのときをイメージし、職員提案事業や各まち・むらづくりの協議会の皆様の地域提案も検討していただいておるところであります。記念式典では、これまでに町政に貢献していただいた方々への感謝と、これからの日南町に勇気を与え、発展を目指す契機となることを目指しまして、記念事業は、年度を通じて町史の発刊や小説家松本薫さん執筆による日南町を舞台とした小説の発刊を初め、記念植樹、木育事業、健康増進事業、記念講演、自転車を用いたサイクリングイベントなどを計画しております。多くの皆様の御参加をお願いをしたいというふうに思います。

最後で、結びにであります。先人の皆様が力を合わせて受け継いできた道があります。 今度は私たちが次の世代につなげていかなければなりません。

平成の大合併の大きなうねりの流れにも立ち向かってきました。そして、今日の日南町があります。

平成31年度は今後10年間に向けての総合計画基本構想樹立の年にも当たります。ふるさと日南町の魅力の再発見や文化、自然環境、健康づくり、地域づくり、産業分野での新たな取り組みなど、目指す将来方向をしっかりと掲げ、施策の展開に努めてまいります。まずは、住んでいる私たちが誇れるまちに、そして未来を担う子供たちに誇れるまちに、そして町外の方から選ばれるまちづくりに努めてまいります。

これからのまちづくりは、全員参加が不可欠です。町民の皆様の主体性を発揮していただき、持続可能なまちづくりのために、その土壌や風土を整えましょう。私も全力で取り組んでまいります。

■重ねてとなりますが、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、 私の最初の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。 ○議長(村上 正広君)ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は10時30分とい たします。

午前10時19分休憩

午前10時31分再開

〇議長(村上 正広君)休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4 議案第3号 から 日程第6 議案第5号

〇議長(村上 正広君)タブレットの議案書ファイルをお開きください。1ページから、日程第4、議案第3号、権利の放棄について(水道料金債権)、日程第5、議案第4号、権利の放棄について(町営住宅使用料債権)、日程第6、議案第5号、権利の放棄について(介護サービス利用料債権)、大権利の放棄関係3議案を一括議題といたします。 各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。 中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第3号、権利の放棄について(水道料金債権)でありますが、権利を放棄することにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、本議会の議決を求めるものであります。

放棄する権利でありますが、水道料金の債権です。督促手数料を含むものであります。 放棄する債権額等ですが、5名分の債権件数は91件、額につきまして32万

4,000円であります。内訳としまして、水道料金が31万7,360円、督促手数料 が6.640円であります。

放棄の理由でありますが、所在不明でありまして、債権の時効後長年経過したものであ りまして、債権の回収が著しく困難であると判断したものであります。

放棄の時期につきましては、議決の日とさせていただきたいと思っております。 続きまして、議案第4号、権利の放棄について(町営住宅使用料債権)でありますが、 債権を放棄することにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまし て、本議会の議決を求めるものであります。

放棄する権利でありますが、町営住宅の使用料債権、督促手数料を含むものでありま

す。 放棄する債権額等ですが、実人員は1人であります。件数は10件、債権額につきましては3万5,405円であります。内訳としまして、使用料が3万4,605円、督促手

数料が800円であります。 放棄の理由ですが、同じように所在不明であり、債権の時効後長年経過したため債権回 収が著しく困難であると判断したためであります。

放棄の時期でありますが、議決の日であります。

続きまして、議案第5号、権利の放棄について(介護サービス利用料債権)でありま す。次のとおり、権利を放棄することにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、本議会の議決を求めるものであります。 放棄する権利でありますが、介護サービス利用料債権、2名分であります。 件数につきましては97件、債権額が56万5、299円であります。

放棄の理由につきましては、本人の死亡後長年経過しており、債権回収が著しく困難で あるためであります。

放棄の時期につきましては、議決の日であります。

以上3件、御説明しましたので、御承認賜りますようにお願いします。 〇議長(村上 正広君) これより各案に対する質疑を許します。 まず、議案第3号の質疑を許します。

7番、久代安敏議員。

〇議員(7番 久代 安敏君)議案第3号も4号も5号も、一応共通しているわけですけ ども、いわゆる住所が特定できない、所在が不明であるということで、さきの、昨年でし たかね、全協でもいろいろ債権放棄についての細かい説明もお聞きしましたけども、 権利放棄の提案に当たって、住所不定とかいう理由が発生しないような今後の対応をどの ように考えておられるのか、こういうことがあってはいけないので、改めて執行部の見解を求めておきたいというふうに思います。
〇議長(村上 正広君)中村町長。

英明君)御案内のように、今、従来からですが、役場の中で未収金対策会 〇町長(中村 議という形でこの集金につきましての取り組みを重ねてきたところであります。どういい ましょうか、具体的な法的な解釈も含めてですが、そういったところを力量をつくりなが

ら、具体的に、議案に上げさせてもらうのは、済みません、料的なところでの内容のものがそういうふうになると思いますし、また、税部門につきましては、どういいましょう か、不良債権ではなくて……(発言する者あり)不納欠損だな、というようなやり方の仕 組みがあるというふうに思っておりますが、そういった法的な理解も得ながら、あわせて 督促に対する、あるいは債権を徴収します仕組みについていろんな角度から勉強しなが ら、今でもいろんなやり方、いろんなやり方と言やおかしいですけども、最終的には、最 初からは滞納が発生したときには督促をしながら、面談をしながら、あるいは人によっては長期的な回数の中での料であったり、税を納めていただく仕組みをどんどんやってきておるところでありますが、今回に上げましたものにつきましては、相手方がわからないというような状況もありますので、やむを得ないのかなどいうふうに思っております。

今後につきましては、そういった体制を、中身を理解しながら、早目の早目の対策をと 「一方後につざましては、そういった体制を、中身を理解しなから、早日の早日の対策をとっていかないといけないというふうには承知しておりますので、その都度、一年一年、決算整理もしていきますけれども、その中で早目に動いた形で、特に通知だけではなくて、面談という形を引き続きとっていきたいというふうに思っております。その中で、収納のあり方についてはそれぞれ個々の場合もあろうかというふうに思っておりますし、場合によっては、どういいましょうか、もしお勤めの方であったら、どういいましょう、給料のほうからとかいろんなパターンを考えて、早期な収納に努めていきたいというふうに思ってなります。 ております。以上です。

正広君) 7番、久代安敏議員。 〇議長(村上

安敏君)これは、過年度の随分経過した権利放棄ですけども、常に 久代 現年度についても滞納が発生するわけですよね、いろんな会計で。やっぱり滞納が発生したらすぐ滞納者に相談をすると、行政のほうから相談を持ちかけるという仕組みを、ペリス ぱり庁舎内できちっとつくって、そういう滞納の専門の職員を配置してでも、やっぱり困った、いろんな生活の状況で困った状況が発生した人がやはり滞納することが多いわけ で、そういう相談体制をきっちりつくっていって、本当に生活を改善してもらうような努力も、行政から働きかけるような仕組みをやっぱりきちっとしていかないと、特にこの 間、非常に貧困や格差も広がっていると私は感じていますので、その相談体制をしっかり つくっていただきたいなということを、改めて町長に申し上げておきたいと思いますが、

どうでしょうか。
〇議長(村上 正広君)中村町長。
〇町長(中村 英明君)おっしゃられるように、傾向としてですが、税であったり料であったりというところの両方があるという形の方が、傾向としてはあるというふうに思っております、もちろん全員ではないですけども。特にそういう方につきましては、未収金のおります。もちろん全員ではないですけども。特にそういう方につきましては、未収金がおります。もちろん全員ではないですけども。特にそういう方につきましては、未収金が 対策会議の中である程度はわかるというふうに思っておりますので、その辺を理解しなが ら、税は税、料は料でいくんではなくて、場合によっては一緒に行くということを今もや っておりますので、その中でいろんな相談も受けながら、次の仕事に向けてとか、場合によってはそういうふうにつなげていけれるような形を今でもとっているつもりでありますので、その辺はより強めていきたいというふうに思っております。

〇議長(村上 正広君)5番、近藤仁志議員。

- 近藤 仁志君) ちょっとお伺いしますけど、この介護サービスのほうの特 〇議員(5番 別会計のほうのは……。
- 〇議長(村上 正広君) 今、議案3号ですので。今は議案3号です。3号ですので… … (「そうかそうか」と呼ぶ者あり)権利の放棄の水道料金の部分です。 〇議員 (5番 近藤 仁志君) はい。失礼しました。

正広君)よろしいですか。(「はい」 〇議長(村上 と呼ぶ者あり)

次に、議案第4号の質疑を許します。町営住宅使用料。

9番、違うの……(「いや、後からでいいです」と呼ぶ者あり)後から、後から……。 次に、議案第5号の質疑を許します。

5番、近藤仁志議員。

〇議員(5番 近藤 仁志君)この介護サービス、これ過年度にわたって、多額の未収が発生しとるわけですけど、これ、この介護サービスというのは、支払いがなかった場合には受け入れないということができる制度になっとるわけですか。

正広君)中村町長。 〇議長(村上

英明君)この案件につきましては、いわゆる介護保険制度、2000年か 〇町長(中村) ら始まっておりますが、それ以前の利用者の、いわゆる自己負担金の未収という内容にな っております。当時から、大々的ではないですけれども、現在と同じような介護サービス

提供がされていた部分の中の1つだというふうに御理解いただければというふうに思っております。直接的には、私も担当者のときにこれの、どういうんでしょうか、回収に向けて動いてきた経過がありますけれども、なかなかというところがありまして、既に、かな り前の話ですので、現在、御本人はもう亡くなられているような状況でありますので、内 容的にはそういった介護保険制度以前の利用に係る自己負担金分ということで御理解いた 行うにはている。 だきたいと思います。 〇議長(村上 正広君)5番、近藤仁志議員。

○議員(5番 近藤 仁志君)つまり、今に至ってですけど、この自己負担金使用料を払っていただけなかった方に対して、次年度、次の月でもいいですけど、次年度、サービスを拒否することはできるわけですか。

正広君)梅林福祉保健課長。 〇議長(村上

- 〇福祉保健課長(梅林 千恵君)仕組みとしましては、給付制限をするということも方法 としてはあるかと思いますけども、実際上には、何といいますか、生命にかかわることで もあり、なかなか給付の制限がしにくい現状があったと思います。当時につきましては、 現在は事業者のほうが全て請求をされますので、町のこういう未収金になるということは ないんですけれども、当時はサービスを提供したものについて町が使用料を徴収する制度 のときでございましたので、給付制限をできずに未収が重なったという状況でありまし た。
- 〇議長(村上 正広君)いいですかね。

4番、荒木博議員。

〇議員(4番 荒木 博君)今の介護サービスの件ですが、長期間、ここでいうと3年間、4年間という未収になっております。その中で、例えば当期間の分がちょうどショー トステイとか、例えばそういう施設に入っとられたのかどうかというのをちょっと伺いま す。

〇議長(村上 正広君)梅林福祉保健課長。

〇福祉保健課長(梅林 千恵君)ちょっと今、手元に詳細な資料がございませんが、入院 されたりして、サービスが中断した場合が多いのではないかと思います。

〇議長(村上 正広君) 4番、荒木博議員。

〇議員(4番 荒木 博君)そうしますと、病院であるとか、そちらのほうに負担が、 未収もあるというふうに考えるんですか。 〇議長(村上 正広君)梅林福祉保健課長。

〇福祉保健課長(梅林 千恵君)済みません、他会計との照合はしておりませんで、現 在、介護サービスの未収金のみを把握しておりまして、照合はできておりません。申しわ けございません。

〇議長(村上 正広君) 4 番、荒木博議員。

博君) 照合はできてないけど、その可能性があるというふうにと 〇議員(4番 荒木 ればよろしいですか。要するに、ショートステイであったり、病院に入っとられて、この期間は未収というのがなかったというふうに考えればよろしいですか。(発言する者あり)病院……(「伊田部長、答える」と呼ぶ者あり)そうしましょうか、病院のほうに伺 ってもよろしいでしょうか。

〇議長(村上 正広君)伊田病院事務部長。

〇病院事務部長(伊田 英寿君)その介護サービスを使われた方が病院に入院されて未収 になってるかどうかの名簿と照合してませんけど、病院のほうも40数件、700数万未 収金は持っております。

それから、債権放棄のほうですけども、24年に1度しまして、25年以降は債権放棄 のほうは病院はしておりません。

○議長(村上 正広君)25年以降はないって、この部分はもう済んじょうかもしれんと いうことですね。(「はい」と呼ぶ者あり) いいですか。

中村町長。

- 〇町長(中村 英明君)済みません、先ほどの私の説明でちょっと間違ったことを説明申し上げまして、介護保険制度前という表現をさせてもらいましたけども、実際には日南福祉会が誕生する前という実態ですので、訂正しておわび申し上げます。
- 〇議長(村上
- 正広君) 7番、久代安敏議員。 久代 安敏君) 今、町長が補足で訂正の説明されましたように、介護保険 制度は平成12年ですかね、スタートしたのが2000年ですから。ですから、この債権

放棄は介護保険制度が始まった後の訪問介護、通所介護などの放棄の件数です。Aさんも Bさんも死亡ということになってますが、例えば、今は日南福祉会はそれぞれの介護サー ビスの利用料を、自己負担部分を毎月25日支払いで請求書を送られますよね。日南福祉 会ができる前ということは、旧石霞苑時代のことなのか、この介護サービスの自己負担に ですけども、この年から言えば、普通は日南福祉会が請求されて、利用者が支払 われるという仕組みではないかというふうに思いますけども、この点、ちょっと確認した

われるという伝統のではないができます。 いと思いますが、どうでしょうか。 〇議長(村上 正広君)梅林福祉保健課長。 〇福祉保健課長(梅林 千恵君)当時は、サービス提供は社会福祉協議会のほうが実施しておりまして、料金等の徴収は町が行っている時代でございます。それで、平成17年以降は日南福祉会が設立されまして、請求等もそちらのほうで行っておりますけれども、そ れ以前のときのものでございます。

〇議長(村上 正広君)7番、久代安敏議員。

〇議長(村上 止仏右) / 雷、久代女蝦職員。 〇議員(7番 久代 安敏君)ということは、この訪問介護や通所介護は、社協がかつて やられていたこともあったんですよ。やっぱりこれは、こういうことも本当にこれだけの 滞納が発生した時点で、本当はどうなのかということをすぐ対応されてなかったから、も うこれだけの数になったと思うんですよ。やっぱり、日南福祉会は現在きちっと、例えば 口座から落ちていなかったら請求をされてやっておられますけども、どういう法人がやろ うともやっぱりきっちりとした収納の体制を、これを機会にやっぱりつくっていくことを 考えていただきたいし、やっぱり執行部には、先ほど申し上げたように、1回でも滞納が 考えていたださんがし、やりはり執行品には、光はと中し上げたように、「固ても滞納が発生したら、どうなんですかということを対面で相談に乗る体制をやっぱりつくっていかないと、高齢化率がもう50%以上になっている町の中でやっぱり介護保険の利用者の実態を、やっぱり生活実態をよく知っていくことも非常に大切なことだと思いますので、今後、こういうことがないように改めて意見を申し上げたいと思いますが、どうでしょう か。

〇議長(村上 正広君)梅林福祉保健課長。

〇福祉保健課長(梅林 千恵君)現在は仕組みも異なっておりますので、このように町に 未収金がたまってくるということは、この事業に関しては生じておりませんけれども、そ の他の未収が発生した場合に、未収金会議等で確認も定期的に行っておりますし、 額がかさみますとますます徴収が難しくなってまいります。また、生活困窮の相談等に結びつける必要がある場合も多いと感じておりますので、今後このように累積することがな いように取り組んでまいりたいと思います。

正広君)以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第3号から議案第5号までの3議 案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議あり ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第5号までの3議案は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第7 議案第6号

〇議長(村上 正広君) タブレット8ページから、日程第7、議案第6号、鳥取県西部町 村就学支援協議会規約を変更する協議についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。 中村町長。

英明君)議案第6号、鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議 についてであります。次のとおり、鳥取県西部町村就学支援協議会規約の一部を変更する 協議をすることにつきまして、地方自治法第252条の6の規定によりまして、本議会の 議決を求めるものであります。

概要でありますが、障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の審査並びにそ の障がいの状況に応じた就学支援の審査に関する事務を行うに当たりまして、協議会の代 表であります会長を、町長から教育長に変更するものであります。

内容としまして、協議会は会長及び委員6名により組織されるものであります。協議会 の会長は関係町村の長が協議して定めた関係町村教育委員会の委員長をもって、これに当 たるというものであります。

具体的に申し上げますと、会長を町村長から関係の町村の教育委員会の教育長に変更す

るものでありますし、また、委員を教育長7名から教育長6名に変更する内容でありま

この規約につきましては、本年の6月1日から施行ということで、委員の任期の改選時 期に合わせるものであります。以上であります。

○議長(村上 正広君)これより本案に対する質疑を許します。

3番、坪倉勝幸議員。

〇議員(3番 坪倉 勝幸君)これ、西部町村会の関係の中でのことなんですけども、 の改正の中でちょっと疑問に思いますのが、会長は関係町村長の長が協議をして会長を決めるということでありますが、この町村長と教育委員会の教育長との関係あたりについ て、この組織として、町村長と教育長との関係についてどのようになっておりますでしょ うか。

〇議長(村上 正広君)丸山教育長。

〇教育長(丸山 悟君)この件につきましては、具体的には町村長さんがいろいろ協議 をされるところでありますけども、実際に協議会の中で委員会がありまして、委員、現在 教育長がそれぞれ協議をしておるところであります。その中で、先ほど町長も申し上げた とおり、実態は教育長が協議、会議をして、いろいろと、この委員会を運営をしておると いうのが実態です。それに、実態に合わせるように、今回改正をしたいというところであ りました。

したがいまして、現在のところは、先ほども申し上げたところでありますけども、今後 につきましては7人、西部には町村があるわけでありまして、7名の教育長がおりますけ ども、その中で1人だけは会長というところは委員でないというところで、したがいまして、西部町村会が事務局を持ちますけども、実際に動くのは、これまでも動いておりましたけども、教育長のほうが動きやすいというところと、あわせて実態をよく知っておるというところがありまして、ほとんど町長のほうは携わってなかって、会長の職は西部町村のの人間というところがありまして、ほとんど町長のほうは携わってなかって、会長の職は西部町村の人の人間というと言うが、 会の会長さんが会長をしとられたんですけども、詳しく言えば、現在は日南町の町長が会 長でありました。その会長が現在死亡されましたので、現在の会長は違っておりますけど も、そのもとの町の教育長が会長代行と、代理ということで私がなっておったところであ ります。

したがいまして、今後におきましては、より運営がよくなるように、早くなるようにということで、直接、その組織の代表は教育長会の会長がなるということで、事務局は西部町村会にあるというところでの組織改正をしたいというところで、現在進めておるところ でありますので、御理解いただきたいと思います。

正広君)3番、坪倉勝幸議員。 〇議長(村上)

- 「 坪倉」勝幸君)組織の概要はわかりましたけども、第6条で関係町村長が 〇議員(3番 会長を定めるということになっております。ですんで、教育長会とは別に町村会の会の協 議によって会長を充てる、人を決めることができる。解任もできると。監事は町村長が行 うということでよろしいでしょうか。 〇議長(村上 正広君)中村町長。

〇町長(中村 英明君)前段の御質問に対してですが、今後は町村会の中で、西部の町村長が集まって協議した結果として、会長を選ぶという流れになるということです。会長さんはですね。ですから、構成するメンバーの教育長の中から1人を、西部の町村会の町長が協議の上決めていくという流れであります。

ちょっと監査については……。

〇議長(村上 正広君)丸山教育長。

- 〇教育長(丸山 悟君) 監査については、現在の町村会の監事さんがいらっしゃいますので、その方が監査をするというふうに聞いております。
- 〇議長(村上 正広君)よろしいか。

8番、大西保議員。

- 保君) 1点、教えていただきたいんですけども、第6章の協議会 〇議員(8番 大西 の財務の中の予算の中の言葉なんですが、改正前は調整、要するに調べて整える調整と、 改正後は調べて製作するという形ですが、この言葉の内容を教えていただきたいんです が。変更の内容。
- 〇議長(村上 正広君)丸山教育長。

〇教育長(丸山 悟君)御指摘のとおりです。教育長会でもそのところ、「ちょうせい」の語句が2種類ありまして協議をしたところでありますけども、要するにこの会にお いて、語句が若干、考え方が違いはしないかということで、この協議会においては最終的

には町村会が主になるというところで、整えて出していくという意味のことをうたったと思います。調製をしていく。(発言する者あり)

正広君)言葉の意味を。 〇議長(村上

〇議員(8番 保君)言葉の意味。何で整えるから、製作の製になったのか、そ 大西 の意味を。調べはったかという意味。

もう一遍言いましょうか。(「はいはい」と呼ぶ者あり) 議長(村上 正広君)8番、大西保議員。

〇議長(村上

- 〇議員(8番 大西 保君)「ちょうせい」の字は、言葉は一緒なんですね。調べて整えが以前だったんです。今回は、調べて製作するの製ですね、いろいろありますが。この意味はどのようなためにこうなったのか。それをお聞きしとるんです。これ、いや、以前は間違ってましたよというのと、いや、もう目的が違うと、字の漢字の意味が違うというのであればそうだし、それどうなんでしょうかと、質問です。あえて、改定された内容で す。
- 〇議長(村上 正広君)木下総務課長。
- 〇総務課長(木下 順久君) この条文につきましては、議員御指摘のとおり、「ちょうせい」の意味が違っておりまして、予算調製をするというのは整えつくり上げるという意味 でございますので、本来の字に修正をかけさせていただいたということです。
- 〇議長(村上 正広君)8番、大西保議員。
- 〇議員(8番 大西 保君)よくあること、やっぱり文章によって変わってきます。この規約、日南町の条例もいろいろあると思うんですが、このような使い方について、そういった同じような使い方されてないとこがございますでしょうか。というのは、これによ って、ほかの規約とか条例とか、実施事例とか、特に予算の関係でとかありますけども、 そういったこと見られましたでしょうか。この1点だけ見て、ほかはどうなのか。要するに、よく言うのは、水平展開、横展開して、修正するなら修正するという点もございま す。そういうことはどうでしょうか。 〇議長(村上 正広君)木下総務課長。
- 〇総務課長(木下 順久君)今時点でやったかどうかという確認はできてませんので、確
- 約の改正理由の文言の中に、障がいのある児童生徒等の3段目のくだりに「協議会の代表 である会長を、町村長からより教育に責任を持つ教育長に変更するものである」というふ うに記述されていますが、どこかの西部町村会の会長がこの会長になれば、この改正理由 と矛盾するのではないかというふうに思いますが、教育長、どのように。要するに、町村 会の会長が最初の改正理由の条文には、第7条は会長を除くと書いてありますよね、委員 は。ですから、町村会のどっかの会長さんがなられた場合、その人が会長であって、ほかの委員は教育長が当たるというふうに。
- 〇議長(村上 正広君) 6条で、会長は各関係町村の教育委員会の教育長をもって、会長を指名することができるです。だから、その指名された会長以外の6つの町村の教育長さんが委員に当たるんだよという意味だとは思いますが。わかりますか。
- 〇議員(7番 久代 安敏君) 6条と7条の関係をちょっともう少し……。
- 〇議長(村上 正広君)はい。
- 〇議員(7番 久代 安敏君)じゃあ……。
- 〇議長(村上
- 正広君)何で。 久代 安敏君)説明してもらいますか。 〇議員(7番
- 〇議長(村上 正広君) 今の説明でわからない。いや、西部の町村会の会長さんが、各町 の教育長さんがおられるので、そこのどこかの町村の教育長さんを会長としてこの会議の 会長として任命をする、残りの6人の方が委員として残られるということです。

そうでしょう。(発言する者あり)これの説明を求められる意味がわからん。 いいですか、質問は。

- 〇議員(7番 安敏君)わかりました。 久代
- 〇議長(村上 正広君)いいですか。

質疑を終結いたします。(発言する者あり)

3番、坪倉勝幸議員。

〇議員(3番 坪倉 勝幸君)これも細かなことなんですけども、18条に協議会の会

長、ほかの条文は会長ということなんですが、ここだけ協議会ってつけられている理由っ ていうのはどうなんでしょうか。

〇議長(村上 正広君)丸山教育長。

〇教育長(丸山 悟君)そこら辺の話はしなかったですけども、章が変わったというと ころもないでしょうけども、また新たに確認という意味も含めたところじゃないかなと思 っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(村上 正広君)よろしいですか。いいですね。 質疑を終結いたします。 お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第6号は、審議の都合により、本 日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、質疑までにとど めることに決定をいたしました。

日程第8 議案第7号 〇議長(村上 正広君) タブレット18ページから、日程第8、議案第7号、日南町過疎 地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

英明君)議案第7号、日南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてで 〇町長(中村) あります。次のとおり、日南町過疎地域自立促進計画の一部を変更することにつきまし て、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求め るものであります。

概要でありますが、日南町過疎地域自立促進計画、計画期間につきましては、平成28 年の4月1日から平成33年の3月31日の中で過疎債の財政支援を受けて実施する事業 名と事業内容の一部を変更するものであります。

具体的な内容としまして、1の産業の振興の中のほうでメニュー追加ということで、に ちなん食のバザール事業補助金を新たに上げさせていただいてるとこであります。

それと、大きな区分の3の生活環境の整備という区分の中の、2つほどハード事業でメ ニュー追加ということで、1つは家庭用水施設整備推進事業と河川掘削維持工事の2点を新たに設けるものであります。

大きな区分の4の高齢者等の保健・福祉の向上及び増進という区分の中のメニューにつ きまして、2点追加であります。1点は保育園のプレジャーキッズ整備ということで、ハード的な整備のメニュー追加と、もう一点は、中山間地域介護サービス確保対策事業、ソ フト部分についてのメニューの追加であります。

最後になりますが、6番目として教育の振興という区分の中で、図書館システム改修、 ハード的なメニューですが、それの追加であります。

以上、小区分によりましては、6点につきましての追加メニューであります。どうぞよ ろしくお願いします。

〇議長(村上 正広君)これより本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(村上 正広君)質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第7号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、質疑までにとど めることに決定をいたしました。

議案第8号 から 日程第11 議案第10号

〇議長(村上 正広君)タブレット25ページから、日程第9、議案第8号、公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町総合文化センター)、日程第10、議案第9号、公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町立林業アカデミー)、日程第11、議案第10号、公の施設に係る指定管理者の指定について(日南町農林業担い手研修施設イスである。 チイ荘及び日南町山村広場)、以上、公の施設に係る指定管理者の指定関係3議案を一括 議題といたします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第8号、公の施設に係る指定管理者の指定についてということで、日南町総合文化センターであります。公の施設に係る指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の名称の中の住所でありますが、鳥取県日野郡日南町霞785番地。会社の 名前ですが、株式会社アシスト日南、代表取締役、西村恵輝であります。

管理に係る施設の名称及び所在地ですが、日南町総合文化センター、住所につきましては、鳥取県日野郡日南町霞785番地であります。

管理に係る期間でありますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

管理業務の範囲でありますが、大きく分けて7項目ありますが、文化センターの運営及び維持管理に関すること。ただし、日南町図書館と日南町美術館の運営は除くものであります。2番目として、文化センター条例第1条の設置目的を達成するための事業実施。それと、施設及び設備の維持管理に関すること。それと、文化センター条例第2条の文化活動の普及振興に係る自主事業と文化振興事業の実施。5番目として、喫茶室の営業、管理運営。6つ目として、日南町の指定避難所開設時における開館、施設管理に関すること。7番目として、前各号以外で、町長が必要と認める業務ということであります。

利用に関する事項でありますが、日南町総合文化センターの設置及び管理に関する条例 第8条第1項の規定に基づきまして、使用料を日南町の歳入として収受させるものであり ます。

続きまして、議案第9号、公の施設に係る指定管理者の指定についてということで、日南町立林業アカデミーであります。次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の名称ですが、鳥取県日野郡日南町三栄1097番地1、一般社団法人日南町産業振興センター、代表理事、中村英明であります。

管理に係る施設の名称、所在地ですが、施設名ですが、日南町立林業アカデミー、通称、にちなん中国山地林業アカデミーであります。所在地につきましては、鳥取県日野郡日南町多里782番地2ほかであります。施設の種類でありますが、にちなん中国山地林業アカデミー及び林業アカデミーの研修棟であります。

期間でありますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

業務の範囲でありますが、1つ目は施設及び設備を活用した木材産業等への就業者の育成に関する業務。2番目として、施設及び設備の維持管理に関する業務。3番目として、前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、町長が必要と認める業務であります。

を費に関する事項でありますが、日南町立林業アカデミーの管理運営に関する規則第 12条第1項の規定に基づく授業料は、指定管理者が収受するものとしております。

議案第10号、公の施設に係る指定管理者の指定についてということで、白南町農林業担い手研修施設イチイ荘及び日南町山村広場であります。次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の名称ですが、鳥取県日野郡日南町中石見407番地、キュービック、代表、矢田貝ひろみであります。

指定管理に係る施設の名称、所在でありますが、日南町農林業担い手研修施設イチイ荘 及び日南町山村広場、住所ですが、日南町霞615番地になります。

管理に係る期間でありますが、平成31年4月1日から3年間でありますが、平成34年3月31日までです。

管理業務の範囲でありますが、1番目がイチイ荘及び山村広場の利用に関する業務。2番目ですが、施設及び設備の維持管理に関する業務。3番目として、施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務であります。

利用料に関する事項でありますが、日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づきまして、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものであります。

以上、3点でありますが、いずれも期間の満了に伴う新たな指定管理に伴うものであり

ます。3つの議案の関連につきましては、公募によるものの中でそれぞれ1社が申請をさ れ、それを審議した結果の内容によるものであります。 御承認いただきますように、どうぞよろしくお願いします。 〇議長(村上、正広君)これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第8号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

正広君)次に、議案第9号の質疑を許します。 〇議長(村上 3番、坪倉勝幸議員。

〇議員 (3番 坪倉 勝幸君) 添付資料の中に事業計画はあるんですが、収支計画がつい ておりません。過去の例からして、事業計画と収支計画は提示があったと思っております が、今回もほかの2つには収支計画ありますけども、ついておりませんが、産業振興セン ターから提示があっておりますでしょうか。

〇議長(村上 正広君)久城農林課長。

〇農林課長(久城 隆敏君)済みません。ただの添付漏れです。すぐ、出させていただきます。申しわけございません。

60歳長 (村上 正広君) よろしいですか。 次に、議案第10号の質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

正広君)以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第8号から議案第10号までの3 議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議あ りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第10号までの3議案は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

議案第15号 日程第16 議案第11号 から

〇議長(村上 正広君)タブレット54ページから、日程第12、議案第11号、日南町 特別会計条例の一部改正について、日程第13、議案第12号、日南町簡易水道事業の設 置等に関する条例の制定について、日程第14、議案第13号、日南町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第15、議案第14号、日南町簡易水道基金条例の廃止について、日程第16、議案第15号、日南町集落排水事業推進基金条例の廃止につ いて、以上、特別会計から事業会計への移行に伴う条例関係5議案を一括議題といたしま す。 各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

〇町長(中村 英明君)議案第11号、日南町特別会計条例の一部改正について。次のと おり、日南町特別会計条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項の

規定によりまして、本議会の議決を求めるものであります。 概要としまして、地方公営企業法を適用する簡易水道事業及び農業集落排水事業につき まして、特別会計から事業会計へと移行するために、現行の特別会計条例からこの2つを 除外するものであります。

内容としましては、日南町特別会計条例条文から、簡易水道事業と農業集落排水事業を 削除するものであります。

施行につきましては、この条例は平成31年4月1日から施行ということでお願いをし ます。

続きまして、議案第12号、日南町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定につきま してです。次のとおり、日南町簡易水道事業の設置等に関する条例を制定することにつき まして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものであ ります。

概要としまして、地方公営企業法の規定に基づきまして、簡易水道事業の設置について 条例を定めるものであります。

内容としまして、特別会計から地方公営企業法の財務規定を適用した事業会計へ移行す るものでありまして、事業の設置、法の財務規定の適用等につきまして、必要な事項を定 める内容であります。

施行期日としまして、この条例は平成31年4月1日から施行ということでお願いをし

たいと思います。

続きまして、議案第13号、日南町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてで あります。次のとおり、日南町下水道事業の設置等に関する条例を制定することにつきま して、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものであり ます。

概要としまして、地方公営企業法の規定に基づく下水道事業の設置について定めるもの であります。

内容としましては、特別会計から地方公営企業法の財務規定を適用した事業会計へ移行 するため、事業の設置及び法の財務規定の適用等について定めるものであります。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行をお願いします。

続きまして、議案第14号、日南町簡易水道基金条例の廃止について。次のとおり、日 南町簡易水道基金条例を廃止することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定に よりまして、本議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、公営企業会計の適用に伴いまして、日南町簡易水道基金条例を廃止 するものであります。

期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものであります。 続きまして、議案第15号、日南町集落排水事業推進基金条例の廃止についてでありま す。次のとおり、日南町集落排水事業推進基金条例を廃止することにつきまして、地方自 治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものであります。

公営企業会計の適用に伴いまして、集落排水事業推進基金条例を廃止するものでありま す

施行期日につきましては、この条例は平成31年4月1日から施行としております。ど

うぞよろしくお願いします。 〇議長(村上 正広君)これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第11号の質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

正広君)次に、議案第12号の質疑を許します。 〇議長(村上

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

正広君)次に、議案第13号の質疑を許します。 〇議長(村上

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

正広君)次に、議案第14号の質疑を許します。 〇議長(村上 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

正広君)次に、議案第15号の質疑を許します。 〇議長(村上

〔「なし」と呼ぶ者あり〕 正広君)以上で、質疑を終結いたします。 〇議長(村上

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第11号から議案第15号までの 5議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議 ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第15号 までの5議案は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

議案第16号 及び 日程第18 議案第17号 日程第17

〇議長(村上 正広君) タブレット61ページから、日程第17、議案第16号、日南町森林整備基金条例の制定について、日程第18、議案第17号、日南町Jークレジット運用基金条例の制定について、以上、基金条例の制定関係2議案を一括議題といたします。 各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。 中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第16号、日南町森林整備基金条例の制定について。次のと おり、日南町森林整備基金条例を制定することにつきまして、地方自治法第96条第1項 の規定によりまして、本議会の議決を求めるものであります。 概要ですが、平成31年度より国から譲与されます森林環境譲与税の使途につきまし

て、森林の間伐や林業の人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や啓発等の森林整備及 びその促進に関する費用に充てなければいけないものとされていることから、これを基金として積み立て、必要に応じて活用するため、条例でこの管理等に関する事項を定めるも のであります。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行を予定しております。

議案第17号、日南町Jークレジット運用基金条例の制定について。次のとおり、日南町Jークレジット運用基金条例を制定することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要としまして、森林等の自然環境の整備保全事業のほか、森林体験や木育等を通じた 地域の担い手の育成に資する事業を推進することを目的に、Jークレジット売り払い金の うち、一般会計歳入歳出予算に定める額を基金として積み立てるために必要な事項を定め るものであります。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行であります。(発言する者あり)以上、2件です。

- ○議長(村上 正広君)町長、公布の日からっていうて書いてある。
- 〇町長(中村 英明君)えっ。
- 〇議長(村上 正広君)公布の日からいうて。
- 〇町長(中村 英明君)済みません。
- 〇議長(村上 正広君)この条例は公布の日から。
- 〇町長(中村 英明君)大変失礼しました。この条例についての施行期日ですが、公布の日から施行ということでお願いをします。
- 〇議長(村上 正広君) これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第16号の質疑を許します。

3番、坪倉勝幸議員。

〇議員(3番 坪倉 勝幸君)まず、この基金の目的の中でありますけども、間伐やということで、間伐は書いてありますが、例えばこれ新植とか、その他の作業、事業推進についてはどういう考えがあるのかということを伺いたいと思いますし、この基金の全体像、イメージとして、国からの森林環境譲与税を見込むということなんですけども、それが入ってきたものを全て一旦基金に繰り入れるやり方をされるのか、一部分一般会計であ入れるとものの残りを入れられるイメージなのかということと、処分の段階ですね、何千万か入の事業に使う目的で、入ってきた額のほぼ全額を使う予定にされるのか、他の財源との調整もあるでしょうけども、どのようなイメージを持っておられますか。

〇農林課長(久城 隆敏君)まず、この基金、森林環境税は前倒しで入ってくるものであります。したがいまして、平成31年に2,800万円ぐらいで、それから最終的に8,000万ぐらいまで日南町には入ってまいります。したがいまして、一応、譲与税として入ってきたものについても基金のほうに繰り入れをさせていただいて、それから、わゆる使途については、いわゆるそれぞれの事業に充当するということになろうかと思います。次年度につきましては、約半額につきましては、かねてから御説明申し上げておりますとおり、林業アカデミーの運営費に使います。あと、新植ということがありましたけども、これは一応国が示したいわゆる条例案の準則をほぼそのまま使わせてもらっております。いわゆる森林環境税の使途については、当時に知りい地間ができた。

あと、新植ということがありましたけども、これは一応国が示したいわゆる条例案の準則をほぼそのまま使わせてもらっております。いわゆる森林環境税の使途については、当初、非常に細かい制限がございました。いわゆる新植には使えないという内容になっておりました。ただ、その後、非常にそのあたりについていろいろな、いわゆる各市町村等から意見が出て、非常に何か最初の方針と違ってきたようなところがありまして、したがいまして、最終的には、いわゆるたくさん入ってくるようになれば、またそのあたり、日南町のほうとしましても新植等々の経費にというふうにも思っておりますけれども、当面につきましては、新植のほうには回さずに、いわゆる人材育成、間伐事業等を中心に充当にしてまいりたいというふうに思っております。そのあたり、また新植等に使えるというとがはっきりしました折には、必要に応じて基金条例の改正を考えさせていただきたいというふうに思います。

- 〇議長(村上 正広君) 3番、坪倉勝幸議員。
- 〇議員(3番 坪倉 勝幸君)もう1点確認ですけども、先ほど上限8,000万まで上がってくるという説明だったと思うんですけども、これは何年かかって8,000万で、上限8,000万になったら、それがずっと将来続いていくということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(村上 正広君)久城農林課長。
- 〇農林課長(久城 隆敏君)上限の8,000万ぐらいまで上がるのは10年先ぐらいだ

ったというふうに思います。一応予定では、以降それがもうずっと、いわゆる据え置きになるというふうには聞いておりますけども、またいろいろその辺については変動も予想さ れるというふうに思っております。

〇議長(村上 正広君)次に、議案第17号の質疑を許します。

8番、大西保議員。

〇議員(8番 保君)」
ークレジットの件なんですが、ここの第2条に書いてあ L酸化炭素の排出削減量と吸収量、吸収量については、J-VERで6, 600ト シというようにわかるんですが、排出削減量というのは、現実、あるんでしょうか。 〇議長(村上、正広君)久城農林課長。

〇農林課長(久城 隆敏君)現在の日南町の仕組みでいいますと、ございません。

正広君)8番、大西保議員。 〇議長(村上

〇議員(8番 大西 保君)実は、これは今後もないと思うんです。これの目的は、あ くまでFSCの森林の認証を得たものだけを対象にしとると思うんですが、どうでしょう か。

〇議長(村上 正広君)久城農林課長。

〇農林課長(久城 隆敏君)日南町の場合につきましては、御指摘のとおり削減量だけ を、いわゆる間伐地を対象にした削減量だけで認可、6,604トンいただいております。ただ、将来的に考えたときに、全くないかといいましたら、可能性はなくはないとい うふうに思っておりまして、したがって、いわゆるJ-クレジットの本旨であります削減 量、吸収量という表現は残させていただきました。

○議長(村上 正広君) 8番、大西保議員。 ○議員(8番 大西 保君)実際、削減量というのは、例えば再生エネルギーするとかいうのがあるんですけども、ただし、それは今回のJークレジット認めておられないと思うんです。やはり正しく条文をつくっとかないと、現実にないのに項目に上げるというんだったら、私は問題だと思うんです。それで、もしそうなれば、そのときに条例改正すればいいことであって、これが5年、10年たったときに、過去はこうだったとなってはいいことであって、これが5年、10年たったときに、過去はこうだったとなって、これが5年、10年たったときに、過去はこうだったとなっている。 ばいいことであって、これが5年、10年たったときに、過去はこうだったとなることは あると思うんで、その辺はどうでしょうか。

〇議長(村上 正広君)久城農林課長。

- 〇農林課長(久城 隆敏君)そのあたりは議論のあることだろうというふうには思いますけれども、現在は、削減量だけをベースにした、いわゆるJークレジットやありますけれども、仮に庁舎あたりで、いわゆる完全な、例えばの例でありますけれども、削減量を明 示して、いわゆるそのあたりが認められたときには、それについては認められるというこ とになります。これらについては企業でも同様であります。そのあたりが今後のことを含 めて、削減量、それから吸収量という表現にさせていただいとるような次第であります。 〇議長(村上 正広君)8番、大西保議員。
- 保君)これの目的は、Jークレジットで収入した部分の運用基金 〇議員(8番 大西 ですね、これは。ですから、今まで千何百トン、町報の中に入ってました、データも入ってましたですけども、5年間の実績も出てます、1,000トン強になったと。それはいいんです。それを現時点から運用基金にする。以前は予算書の中でも、Jークレジット収 入を見てる、それを充てる、要するに東京へ行く費用も入っていました。途中から実際に 環境を整備するための費用にしたりとか、もういろんなところにつくられた経緯があるん ですけども、今現在の残額は幾らですか、現時点でこの運用基金に持っていくための残額 は幾らでしょうか。

〇議長(村上 正広君)久城農林課長。

〇農林課長(久城 隆敏君) 6,604トンで、済みません、1,500トンぐらい販売 等々をしておると思いますので、5,100トンぐらいだというふうに。済みません、ち ょっと手元に資料を持っておりませんので。思います。(発言する者あり)基金に。(「 新しく基金をつくる」と呼ぶ者あり)

〇議長(村上 正広君)久城農林課長。

〇農林課長(久城 隆敏君)済みません、質問を取り違えておりました。 現在考えておりますのが、ことしでいいますと、200万円から300万ぐらいという ふうに考えております。

〇議長(村上 正広君)8番、大西保議員。

〇議員(8番 大西 保君)実質、これから基金をつくられていくんですけども、一番 最初に戻りますと、やはりFSCの認証を得て、吸収量を超えたぐらいですよ、 6,600トン。これの認証費用は、ここからは出すんでしょうか、出さないんでしょう

か。認証費用は別に町が負担してるんでしょうか。

〇議長(村上 正広君)久城農林課長。

〇農林課長(久城 隆敏君)FSCの認証と、いわゆるJークレジットは、これまた別のものになります。いわゆる別の機関での認定ということになりますので、したがって、い わゆるこれらにつく経費については、森林認証に係る経費、それからJ-クレジットのこ の認証に係る経費については、でき得るならば、今後、更新時期が参りますので、これら については、この基金で対応できるように積み立てができればというふうに考えておりま

す。 〇議長(村上 正広君)8番、大西保議員。

保君) そうしましたら、最初のFSC認証、6,600トンの認 〇議員(8番 大西 証をしたときに、どこの費用を発生、町の費用を出したんでしょうか。6、600トン それからもう5年たってます。中間で更新審査もあったと思います。年々その費用が **発生してるはずなんですが、その累計金額と、これから入ってくる金額、それは管理され** てますでしょうか。

〇議長(村上 正広君)久城農林課長。

〇農林課長(久城 隆敏君)まず、毎年かかっておりますいわゆる森林認証の経費につき ましては、森林組合さんのほうに御負担いただいております。そういう話ができておりま したので、森林組合様のほうに御負担いただいております。あと、5年に1回だったと思 います、いわゆる今度は認証の更新を行わなければなりませんので、これの経費について は逆に役場が持つという話になっておりまして、大体これが300万円ぐらいかかるとい う認識でおります。あと、Jークレジットにつきましては、あと10年先ぐらいまでありますので、いわゆる10年先に仮に取得ということになれば、済みません、約二百数十万円は、これもかかるというふうに思います。ただ、そのときに日南町のほうがどれぐらいの間伐地を対象に、いわゆるJークレジットを申請するかということになっていますんで、先ほどからありますように、いわゆる森林認証とJークレジットは全く別のものであれてままれてままれています。 ります。あくまでもJ-クレジットにつきましては間伐地を対象に、いわゆる今の二酸化 炭素の吸収量を認めていただいたものであります。

〇議長(村上 正広君)8番、大西保議員。

〇議員(8番 大西 保君)済みません、ちょっとその辺が、これも5年ほど前に実際にJ-VERというのをスタートしたと思うんです、6,600トン。そこのですね、これ、6,600、当時、トン1万円と言われてました、4年前の議会での説明は。それが今、8,000になっておるんですけども。極端なこと、1万円と思ったのであるのでする。 円、全てなべて6,000万円が入るとしたときに、今、必要経費、次の審査で何百万。 いや、本当にこれ、2030年まであと10年あるんですけども、以前の農林課長が言わ れたときは3年か5年しかないと、有効期限はという答弁でございました。でも、今の最 新情報では2030年まであるよというと、あと11年あるわけですね。日南町の森林の この認証されてるヘクタールと、日南町の町有林を持ってる、まだ余裕あるんでしょうか、まず、ちょっとそこをお聞きします。
〇議長(村上 正広君)久城農林課長。

〇農林課長(久城 隆敏君)まず、Jークレジットが認められたときに、いわゆる3年、 4年ぐらいだったと思いますけども、その間に町有林を間伐したエリアを対象に、いわゆ る二酸化炭素の吸収量という形で算出いただきましたのが6,604トンということです。したがって、次、いわゆる今度これを同じような形でその吸収量を算定するときに 申請時の段階から過去にさかのぼって、何年間の間伐エリアという形での同じような申請 をしていったときに、現在、同様な形で間伐を進めていきますと、やっぱり6、000トン前後のいわゆる認証は得られるものだろうというふうに思っております。したがって、 そのあたりにつきましてはまだ先の話になってまいりますので、いわゆる対象地を定めた 形でのエリアの設定、そのあたりにつきましては森林組合さんとも話を進めていきながら整理できればというふうに思っております。 〇議長(村上 正広君)8番、大西保議員。

保君)これは、道の駅で寄附をいただいてます1品1円も、ここ 〇議員(8番 大西 に、運用基金に入るんでしょうか。

〇議長(村上 正広君) 久城農林課長。

〇農林課長(久城 隆敏君)道の駅で1円いただいております、20数万円いただいてお ります。それを、いわゆるトン8,000円に換算させていただいて、大体16トン、 16.8トンとかいうような数字になると思いますけども、それを持っております

- 6,604トンから引かせてもらって、いわゆる21万ぐらいにつきましては、Jークレ ジットの販売金額と同じような形で町の歳入に入れさせていただいております。あとは…
- 〇議長(村上 正広君)それは基金に入るわけ。
- 〇農林課長(久城 隆敏君)基金に、したがって、一旦は入ります。あと、御承知のとお り、二酸化炭素排出ゼロの道の駅という形の取り組みもしておりますので、そこについて の、いわゆる年間120トン前後になりますけども、光熱費につきまして、それを二酸化炭素のほうに換算して、それにつきましても、ただ単一に、金額は入りませんけども、6,604トンの中から引いておりますので、それらについては、例えば10年ぐらいで 計算いたしますと、1,200トン、1,300トンというような数字にはなってくるというふうに思います。
- ○議長(村上 正広君) 8番、大西保議員。
 ○議員(8番 大西 保君) ありがとうございます。一度、今度これの議決が出てくると思うんですけど、それまでに時間があると思うんで、せっかく今、町民の皆さんに、JーVERの資料も町報に出てました、2ページ目、3ページ目と、具体的内容もですね。知りたいのは、やっぱり今後、2030年までの、当初から、5年前からの経過いうよりも収支、どんだけ入ってきた、どんだけ使ったかと。今、森林組合さんが、最初の申 請のときに100万か200万かかったというのをトータルした上で、寄附金いうより も、そういった管理費のほうは高くなって、どうなのかと。いや、目的は十分わかるんで すよ、削減してどうのこうの、貢献するっていうのはわかるんですけども。そういったも りまる、同域してとうのこうの、真脳りつうでいうのはわかるんでりりとも。そういつだもし、概略的な金額が2030年まで、まだ6,600トン保有してますんで、今後の見通しも踏まえて、そういったものをつくっていただけませんでしょうか。 〇議長(村上 正広君)久城農林課長。 〇農林課長(久城 隆敏君)資料のほうは提供させていただきます。それで、済みませて、おの説明が下まずまれるかました。
- ん、私の説明が下手だったのかもしれませんけども、いわゆる申請に係る経費は町のほう が負担しております。いわゆる町の6、604トンに必要のある経費。あと、ランニング コスト、毎年、いわゆる国際認証でありますので、その機関からの現地調査があります。 そういったところにかかっております旅費等々につきましては、同じような形で森林組合 も役場も検査を受けるわけですので、それについては森林組合の御厚意で御負担いただい ております。日南町が支払いしますのは、いわゆる今度は更新に係る経費、それらについ ては、当時、一括で日南町のほうが負担するという話ができとるというふうには聞いてお ります。
- 〇議長(村上 正広君)大西議員、基金条例の案ですので、これが。中の細かしい話のや り方でなしに、案についての御意見をいただきたい。よろしいですか。
- 〇議員(8番 大西 保君)はい。
- 正広君)質問、いいですか。 〇議長(村上

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第16号及び議案第17号は、審 議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第16号及び議案第17号 は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第19 議案第18号

- 正広君)タブレット63ページから、日程第19、議案第18号、日南町 〇議長(村上 簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。 本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。 中村町長。
- 〇町長(中村 英明君)議案第18号、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例等の一部改正についてであります。次のとおり、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例等の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定に より、本議会の議決を求めるものであります。

概要としまして、地方自治法施行令第171条及び民法第404条の規定によりまし て、督促及び損害金の徴収を行うこととなるため、必要となる事項について定めるもので あります。

内容等につきまして、料金の滞納に対する督促に要する経費及び遅延損害金を徴収する 事項について、本条例に追加するものであります。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行ということでお願いをしたいと いうふうに思います。以上であります。

〇議長(村上 正広君) これより本案に対する質疑を許します。

4番、荒木博議員。

〇議員(4番 荒木 博君)改正の内容ですけども、前に一度お聞きしたかもしれませ るが、遅延金の5%という額、それから第23条の4、減免または免除という、免除というのが今回入っております。免除というのは、具体的にどういう場合に免除というふうに解釈すればいいのかを伺います。

〇議長(村上 正広君)財原建設課長。

積君) 今回の条例改正につきましては、2月の全員協議会で事前に 御説明させていただきまして、かつ御指摘をいただいたことを整理して提案させていただ いております。

前段の年率5%につきましては、現在、これまでが督促手数料及び延滞金徴収条例、公 債権に係るものであったものを今回の簡易水道、住宅関係の条文に、公債権に係るものを 準用してやっておりましたので、新たにそれぞれの条例に明文化するというところで設け ております。5%の件につきましては、こういった私債権につきましては民法の規定にな るというところで、そこから5%の数字を持ってきております。

あと、後段の減額または減免というところであります。具体的な条項は、準用しました 条文に対して特段のこの規定というのは設けておりません。ありますように、町長の特段 の理由というところを勘案する事案が出たときに適用したいというふうに考えておりま す。

〇議長(村上 正広君)5番、近藤仁志議員。

- 〇議員(5番 近藤 仁志君)23条の2の料金の督促ですけど、これ、経費1件80円 というのは、その案件に対しての1件なのか、それとも発行された回数による1件なの
- か、80円というのが。どちらのほうにとったらいいですか。 〇議長(村上 正広君) 財原建設課長。 〇建設課長(財原 積君) 現在のところは請求に対して1件、例えば使用料ですので、 水道料に関して1件、住宅にもあれば、それも1件ということで、請求書に対して1件 80円ということで請求しております。
- ○議長(村上 正広君)5番、近藤仁志議員。 ○議員(5番 近藤 仁志君)要するに、督促状を出されたわけですけど、それで解決し なかったとき、また再度出されたのは、もう80円で終わりということでよろしいです か。
- 〇議長(村上 正広君)財原建設課長。
- 〇建設課長(財原 積君)この件につきましては、未収金にも関係しますが、料金を新たに調定を起こして使用料を決められた日までに請求します。それから次の支払い期日までに納付がなかったものについて督促が生じるというところで、それは翌月の請求と合わ せて今、1回送っております。それ以降につきましては、今度は滞納整理のことになりますので、電話の督促をするなり、建設課の場合では、使用料の場合は3カ月になれば文書 によるというようなことをしますけれども、この80円につきましては、翌月に督促する 1件のみを対象にしております。
- 正広君)よろしいですか。 〇議長(村上
- 近藤(仁志君)はい。 〇議員(5番
- 正広君)以上で質疑を終結いたします。 〇議長(村上

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第18号は、審議の都合により、 本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第18は、質疑までにとど めることに決定をいたしました。

日程第20 議案第19号

正広君)タブレット66ページ、日程第20、議案第19号、日南町課設 〇議長(村上 置条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

英明君)議案第19号、日南町課設置条例等の一部改正についてでありま 〇町長(中村 す。次のとおり、日南町課設置条例等の一部を改正することにつきまして、地方自治法第 96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要ですが、財団法人地域振興公社を一般財団法人日南町産業振興センターに変更する ものであります。改正条例につきましては、日南町課設置条例と公益法人への日南町職員 の派遣等に関する条例、2つの条例を同内容で一部改正するものであります。

施行期日は、この条例は公布の日から施行ということで議案としてさせていただいております。よろしくお願いします。

○議長(村上 正広君)これより本案に対する質疑を行います。

3番、坪倉勝幸議員。

- 〇議員 (3番 坪倉 勝幸君) 第2条の職員の派遣のところなんですけども、公益法人に 対する派遣ということなんですが、一般財団法人は公益法人と認められるのかどうなのか というところについて、ちょっと子細がわかりませんので確認をさせていただきたい。 〇議長(村上 正広君)中村町長。
- 〇町長(中村 英明君)済みません、ちょっと勉強不足ですが、その辺はできるという、 今現時点では思っておりますけれども、再度整理をさせていただきたいというふうに思い ますが、できるものというふうな捉え方をさせていただいております。

正広君) 3番、坪倉勝幸議員。

〇議員(3番 坪倉 勝幸君)この条例は、社会福祉協議会、そして日南福祉会と振興セ ンダーと3つが明記してあるんですけども、先ほどの答弁からして非常に微妙なところがあるのかなと。一般財団法人で公の団体が財産の寄附をしとれば、それで公益と認められるのか、あるいは公益的な事業しかしてなければ公益と認められるのかっていうような、 非常に曖昧なところもあると思うわけですけども、法律は厳格な審査というのはわかりま せんが。

それで、この条例の名前と第1条の目的あたりをやっぱりこの際、整理されたらどうで しょうか。といいますのは、例えば県の条例では、公益的法人等への職員の派遣という表 現になっております。ですので、社会福祉法人は公益法人であるのかどうなのかというこ とも含めると、今の日南町の条例の中身を見ると、社会福祉法人と一般財団法人になるん ですよね、公益法人っていうのは一つもないわけですよ。そこの辺の整理についてはいかがでしょうか。

〇議長(村上 正広君)久城農林課長。

〇農林課長(久城 隆敏君)まず、公益法人には、一般社団法人と一般財団法人、主には この2つの法人が入るものというふうに思っております。県のほうは、おっしゃるとおり 公益法人等という形での派遣になっておりますが、そのあたりを、日南町の場合には該当 するのが今のところこの一般財団法人の日南産業振興センターのみという考えであります ので、一応そこはもう特定した形になっております。広義に表現したほうがいいのかもしれませんけれども、今のところは考え得る一般財団法人の日南町産業振興センターという表記にさせていただいております。

〇議長(村上 正広君)木下総務課長。

〇総務課長(木下 順久君) 今の御意見といいますか、公益的法人というような表現にと いう御指摘でございます。御指摘のとおり、1件目の確認も含めまして検討させていただいて、整理がこのたびできればというふうに思いますので、少し検討の時間をいただけれ

ばというふうに思います。 〇議長(村上 正広君)3番、坪倉勝幸議員。 〇議員(3番 坪倉 勝幸君)先ほどの久城課長の答弁で、公益法人には一般財団法人と -般社団法人が含まれるという表現だったと思うわけですけども、いや、それは一般法人 の中に社団法人と財団法人があって、公益法人の中にも公益社団と公益財団とあるわけで すので、先ほどの答弁は少し違って、公益法人の中に一般財団法人が含まれるっていうの はおかしなことだと思いますが、いかがですか。 〇議長(村上 正広君)久城農林課長。

〇農林課長(久城 隆敏君)済みません、まず、公益法人は、公益法人認定法により公益性の認定を受けた一般社団法人と一般財団法人、この2つっていう形になっております。 日南町の今の一般財団法人のいわゆる産業振興センターは、その形で認可を受けておりま すので、いわゆる広義にここの表現を公益財団法人等というふうにしたほうがという御指 摘であるならば、それはそれで正しいというふうに思いますけれども、今のところ考えら

れる出向先というのが1つに限られとるという形で、こういう表記にさせていただいてお ります。

正広君)いいですか、いいですね。 〇議長(村上

3番、坪倉勝幸議員。

〇議員(3番 坪倉 勝幸君) そこの解釈なんですけど、言われることの表現が全く違っ とるというわけじゃないですけれども、公益法人というのは、一般法人のうち関係省庁の 認定を受けたものが公益法人なんですよね。ですから、そこは正しく理解していただきた いと思います。 〇議長(村上

正広君) 今、ここでの議論はなかなかわからない部分もあるということで すので、先ほど総務課長のほうからもう少し調整をさせていただきたいということがあり ましたので、きょうじゅうに出せる、出せない。次回、次回は議決せにゃいけんですよ。 とりあえずのところは上程をさせていただいて、もう少しそこら辺の整理をしっかりしていただくということでお願いできるでしょうか、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あ り)以上で質疑を終結いたします。 お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第19号は、審議の都合により、

本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、質疑までにと 〇議長(村上 どめることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。再開は午後1時といたします。

午後0時07分休憩

午後1時01分再開

〇議長(村上 正広君)休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第21 議案第20号 及び 日程第22 議案第21号

正広君)タブレット67ページから、日程第21、議案第20号、日南町 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第 22、議案第21号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について、以上、条例の一部改正関係2議案を一括議題といたします。 各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第20号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費 に関する条例の一部改正についてであります。次のとおり、日南町特別職の職員で常勤の ものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第

1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものであります。
概要ですが、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律、昨年の平成30年法律第83号でありますが、その法律に準じまして、日南町特別職の職員で常勤のものの終与れば依要に関する名句の、対すではよりませば、 の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

内容ですが、期末手当の支給月数を3.30月から3.35月に引き上げるものであり ます。

施行ですが、この条例は、平成31年4月1日からお願いするものであります。

続きまして、議案第21号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正についてであります。次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により まして、本議会の議決を求めるものであります。

概要ですが、平成30年人事院勧告に基づき、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償 等に関する条例の一部を改正する内容であります。

具体的な内容につきましては先ほどと同じで、期末手当の支給月数を3.30月から

〇議長(村上 正広君)次に、議案第21号の質疑を許します。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ページ(28)

〇議長(村上 正広君)以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第20号及び議案第21号は、審 議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありません

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第20号及び議案第21号 は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

議案第22号 日程第23

正広君)タブレット69ページ、日程第23、議案第22号、日南町手数 〇議長(村上 料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第22号、日南町手数料条例の一部改正について、次のとお り、日南町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の 規定によりまして、本議会の議決を求めるものであります。

概要ですが、手数料を徴収する事務に森林法に基づく林地台帳及び地図の写しの交付を

追加する内容であります。

具体的には、手数料の名称ですが、林地台帳等の写し交付手数料、単位は1枚単位であ ります。金額ですが、1枚に当たりまして10円、税込みであります。備考としまして、 両面に複写され、または出力された用紙につきましては、片面を 1 枚として計算する計算方式としたいと思います。

施行に当たりましては、平成31年4月1日から施行ということでお願いをしたいと思 います。以上です。

〇議長(村上 正広君)これより本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(村上 正広君)質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第22号は、審議の都合により、 本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、質疑までにと どめることに決定をいたしました。

日程第24 議案第23号

正広君)タブレット70ページ、日程第24、議案第23号、日南町地域 〇議長(村上 振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。 本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。 中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第23号、日南町地域振興センターの設置及び管理に関する 条例の一部改正についてであります。次のとおり、日南町地域振興センターの設置及び管 理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定に よりまして、本議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、福栄地域振興センターの設置場所を日南町福塚992番地に改め るものであります。

施行期日につきましては、公布の日からということでお願いをしたいと思います。

現在、御承知のとおり、振興センターが建築中であり、もうじき完成の予定であります が、現時点では、旧福栄小学校の番地に振興センターの設置場所をしているものでありま して、完成後、この番地に改める内容であります。よろしくお願いします。

〇議長(村上 正広君) これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(村上 正広君)質疑を終結いたします。 お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第23号は、審議の都合により、 本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第23号は、質疑までにと どめることに決定をいたしました。

日程第25

議案第24号 正広君)タブレット7<u>1ペ</u>ージから、日程第25、議案第24号、日南町 〇議長(村上 文化財保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

〇町長(中村 英明君)議案第24号、日南町文化財保護条例の一部改正についてです。 次のとおり、日南町文化財保護条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第 96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものであります。 概要としまして、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を 改正の話律、平成30年法律第42号でありますが、この法律によりまして、日南町文

化財保護条例の一部を改正する内容であります。

具体的には、条ずれ及び項ずれを改める内容であります。

施行期日ですが、この条例は、平成31年4月1日から施行ということでお願いをした いと思います。

正広君)これより本案に対する質疑を許します。 〇議長(村上

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

正広君)質疑を終結いたします。 〇議長(村上

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第24号は、審議の都合により、 本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第24号は、質疑までにと 〇議長(村上 どめることに決定をいたしました。

日程第26 議案第25号

正広君)タブレット73ページから、日程第26、議案第25号、日南町 〇議長(村上 一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例等の一部改正についてを議題といたし ます。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第25号、日南町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例等の一部改正についてであります。次のとおり、日南町一般廃棄物処理施設技術 管理者の資格を定める条例等の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第 1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものであります。

概要ですが、学校教育法の一部を改正する法律によりまして、日南町一般廃棄物処理施

設技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正するものであります。 具体的な内容としましては、学校教育法の改正によりまして、平成31年4月1日から専門職大学が創設されるということでありまして、専門職大学は前期課程2年または3年と、それと後期課程2年または1年に区分されます。その前期課程の修了者は短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成した者と扱われることとなりました。これによりました。 専門職大学の前期課程修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱うための改正 を行うものであります。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行です。

なお、本会条例改正につきましては、日南町廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める 条例と日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の2点であります。よろしくお 願いします。

〇議長(村上 正広君)これより本案に対する質疑を許します。

8番、大西保議員。

- 〇議員(8番 大西 保君)一般廃棄物処理施設技術管理者ということですが、日南町 にはこの管理者、該当する方はおられるんでしょうか。
- 〇議長(村上 正広君)淺田住民課長。
- 〇住民課長 (淺田 雅史君) ございます。
- 〇議長(村上 正広君) 8番、大西保議員。
- 保君)関連してちょっと教えていただきたいんですけども、一つ 大西 〇議員(8番 の資格である特別管理産業廃棄物管理責任者という資格があるんですが、具体的に言いま すと、PCBであるとか、そういったものを町で1名、資格を取っておられますけど、そ

ういった場合はどっかに載るんでしょうか、条例の中で。

〇議長(村上 正広君)淺田住民課長。

- 〇住民課長(淺田 雅史君)条文の中に含まれておるというふうに思っておりますけれど も、再度確認して、また御返答をさせていただこうと思います。
- 正広君) 8番、大西保議員。
- 〇議員(8番 大西 保君)なぜ、それを言うかといいますと、特別管理産業廃棄物管理責任者は医療系の廃棄物も担当するんです。今、町でもまだPCBがございますんで、それも担当するのであえて言っておりますので、調べていただいて教えてください。 〇議長(村上 正広君)ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

正広君)以上で質疑を終結いたします。 〇議長(村上

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第25号は、審議の都合により、 本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第25号は、質疑までにと どめることに決定をいたしました。

議案第26号 から 日程第34 議案第33号 日程第27 〇議長(村上 正広君)タブレットの平成30年度補正予算書ファイルをお開きくださ い。日程第27、議案第26号、平成30年度日南町一般会計補正予算(第10号)、 程第28、議案第27号、平成30年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 、日程第29、議案第28号、平成30年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第30、議案第29号、平成30年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予 算(第2号)、日程第31、議案第30号、平成30年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第32、議案第31号、平成30年度日南町介護サービス事業特別会 計補正予算(第2号)、日程第33、議案第32号、平成30年度日南町後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)、日程第34、議案第33号、平成30年度日南町病院事業 会計補正予算(第3号)、以上、平成30年度補正予算関係8議案を一括議題といたしま す

。 各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

英明君) 議案第26号、平成30年度日南町一般会計補正予算(第10 〇町長(中村 号)であります。平成30年度日南町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めると ころによります。

補正ですけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,320万 5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,565万 8,000円とするものであります。2としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の歳入歳出補正予算 によるものであります。

なお、繰越明許費につきましては、第2表の繰越明許費、地方債の補正につきましては 第3表にありますが、地方債の補正によるものであります。

具体的な内容でありますが、主な補正ですが、歳入のほうですが、主に増額のほうで御 説明させていただければと思いますが、地方交付税が1,105万7,000円の増額で あります。県支出金が3,884万6,000円、財産収入として2,862万5,000円の増額です。そのうちの一般財源扱いにつきましては596万円であります。諸収入が660万4,000円の増額、町債が1,859万2,000円の増額で す。

なお、これに伴いまして、繰入金が1億7,982万9,000円の減を予定しておる とこであります。

歳出のほうですが、それぞれの事業ごとに、3月ですので、事業精査によるマイナスという、減額をするという内容が精査によりまして上がっておりますので、ごらんいただければも思いますが、増加につままして流音器はようにもだれます。

ればと思いますが、増加につきまして御説明をさせていただきます。 農道のほうですが、農道等維持管理事業ですが、750万ということで、農道維持工事の実績見込みによりまして750万増額を予定させていただいております。それと、国土 調査事業ですが、1,973万3,000円を増額しております。これは国の2次補正に よります予算によるものの増額で、内容であります。治山事業ですが、2,050万円、

単県斜面の崩壊復旧事業の5カ所分、単県の小規模急傾斜地の崩壊対策事業5カ所分ということで、事業によります増額を予定させていただいてるところであります。そのほか、道路維持管理事業で1,150万円ということで、町道、県道の維持工事に伴います実績見込みということで増額を予定させていただいてるところであります。それと、公共土木施設災害復旧事業ということで3,340万を補正させていただいてるところであります。近ま査定事業費決定によります工事費の増額を見込んでるところであります。

続きまして、議案第27号、平成30年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ563万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,671万円とするものであります。 具体的な内容ですが、主な補正としまして、歳入ですが、国民健康保険税が20万

- 具体的な内容ですが、主な補正としまして、歳入ですが、国民健康保険税が20万 2,000円、県支出金を929万9,000円を見込み、繰入金を減額ですが、386 万7,000円を予定しております。

主な歳出でありますが、それぞれの保険給付事業の一定の精査によりまして上げておるとこであります。保険給付事業の一般被保険者分として980万円を増額しておりますし、高額療養費のほうが750万円増額を予定しております。マイナスのほうとすれば、退職被保険者に係る費用としまして500万円の減額、それと、退職者の高額療養費のほうでマイナスの276万1、000円を予定しておるとこであります。

なお、保健衛生普及活動事務としまして、減額ですが、319万2,000円、ミニドック等の委託料の不用額ということで計上させていただいてるとこであります。国保につきましては以上であります。

続きまして、議案第28号、平成30年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)でありますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ229万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,294万1,000円とするものであります。繰越明許費につきましては、第2表の繰越明許費のほうでごらんいただければと思いますし、また、地方債の補正ということで、第3表のほうに地方債補正を計上しております。

具体的な内容としまして、歳入のほうですが、国庫支出金が減額の1,785万9,000円、それと、町債が減額の8,090万円を減額し、繰入金のほうを増額ですが、9,408万4,000円、諸収入として211万6,000円を見込んでおるとこであります。

歳出ですが、簡易水道事業ということで減額の229万8, 000円ということで、白谷地区の取水の水系の修繕の増額と公課費の減額ということで、消費税ですが、中間申告が不要なためということで、トータルでマイナスの229万8, 000円を見込んでるとこであります。

続きまして、議案第29号、平成30年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,224万2,000円とする内容であります。繰越明許費につきましては、第2表の繰越明許費に計上しておりますし、地方債の補正につきましては、第3表、地方債の補正によるものであります。

具体的な内容としまして、歳入のほうですが、下水道料金の減額で90万3,000円、国庫支出金が197万円の減額、町債が640万円の減額ですが、繰入金が232万9,000円、繰越金が721万2,000円を増額する内容であります。

歳出のほうですが、一般管理業務としまして、246万8,000円の増額を見込ませていただいてるとこであります。集落排水推進基金の積立金等の増額であります。それと、特定地域生活排水処理事業の一般管理業務で229万7,000円ということで、同じく集落排水推進基金積立金等への増額をするものであります。

なお、特定地域生活排水処理事業で減額の411万円を予定しておるとこでありまして、いわゆる工事の精査による減額を見込んでいるとこであります。

議案第30号、平成30年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)でありますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,026万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億183万1,000円とする内容であります。

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億183万1,000円とする内容であります。 主な補正内容でありますが、増額部分につきましては、繰入金が295万1,000 円、繰越金が3,941万円を見込む一方で、減額ですが、保険料が424万4,000 円、支払い基金の交付金が4,983万8,000円、県支出金が907万円を見込んでおるとこであります。

歳出のほうでありますが、それぞれの事業精査等による内容でありますが、一般管理事

務のほうでは103万1,000円の増額をさせていただいております。システム委託料 の増額ということであります。それと、大きなものとしましては、過年度分の国、県の出 資金を返還する事務ということで、2,062万1,000円を予定させていただいてる ところであります。

続きまして、議案第31号、平成30年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)でありますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,569万 9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億92万6,000円 とするものであります。繰越明許費につきましては、第2表の繰越明許費に、それと、地方債の補正につきましては、第3表、地方債補正によるものであります。
主な内容としまして、歳入ですが、繰入金が2,647万円の増額、減額として、諸収

入が2,538万9,000円と町債1,630万円を見込むものであります。

歳出につきましては、居宅介護事業として1,612万7,000円の減額を予定して おるとこであります。具体的な中身につきましては、あかねの郷のほうのデイサービスの 増築部分を予定しておりましたが、それを翌年度にさせていただきたいということのため の減額であります。

議案第32号、平成30年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であり ますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ134万1,000円を減額しまし て、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,607万6,000円とする内容であり

主な補正内容でありますが、歳入ですが、繰入金を減額248万8、000円、国庫支

出金を124万2,000円増額する内容であります。 歳出につきましては、連合会への納付金ということで、マイナス、減額ですが、100万円ちょうどを予定しておるとこでありまして、保険基盤安定負担金の額の確定による減 額であります。

議案第33号、 平成30年度日南町病院事業会計補正予算(第3号)でありますが、具 体的な内容は、補正額としまして、病院事業収益のほうで281万4,000円としまし て、入院収益ですが、増額の281万4,000円です。費用としまして、同じく医業費 用の中の給与費ということで、同額の281万4、000円を補正するものであります。

具体的な内容としましては、派遣医師の時間外分報酬等の増による内容であります。 なお、資本的収支につきましては、収入のほうですが、合計のほうで減額の5万 7,000円を予定をしているとこであります。国県補助金が4万3,000円、企業債のほうが減額の10万円、総額でマイナスの5万7,000円を計上するものでありま す。それに伴う資本的支出のほうですが、企業債の元金償還金ということで51万 2,000円を補正させていただきたいというふうな内容であります。

なお、資本的収支の不足に係る金額の56万9,000円ですが、過年度分の損益勘定 留保資金のほうから補填する内容であります。 病院事業収益の事業の関係の具体的な内容ですが、企業債の元金償還金の増につきまし

ては、平成29年度に借り入れした医療機器の企業債元金償還金が発生しておりまして、 また、国県補助金及び企業債の金額の確定に伴います調整であります。

以上、補正予算の説明を終わります。

〇議長(村上 正広君)木下総務課長。

〇総務課長(木下 順久君)失礼いたします。私のほうからは、各会計におきます繰越明

許の費用について御説明をさせていただきたいというふうに思っております。 まず、一般会計から、タブレット6ページのほうになります。一覧で掲載をしております。6ページのほうをごらんいただければと思います。上から事業名を申し上げますが、経営所得安定対策事業につきましては、限度額46万5,000円ということで、こちら につきましては、阿毘縁地区の県営の基盤整備事業の負担金について事業が繰り越しにな ったため、負担金を繰り越すものでございます。

国土調査事業費につきましては3,048万円という金額でございますが、これにつき 国工調査事業員につきよしてはら、しずるカロという並織でこさいようが、これにつきましては、今回、国の2次補正で国土調査事業を予算をいただきました。こちらにつきましては繰り越して、31年度にわたって事業実施をする予定でございます。 森林保全総合対策事業につきまして891万7,000円、これにつきましては、鳥取

県の作業路網の災害復旧対策事業でございます。日南町森林組合が事業主体で、補助金と して執行するものでございますけども、こちらにつきましては、県の補助金枠の配分が遅くなった関係で事業執行ができなくなりまして、繰り越すものでございます。

続きまして、林業成長産業化モデル事業につきましては、3,565万6,000円で

ございます。こちらにつきましては12月で補正をいただいたものですが、木材団地の拡張、造成に係る測量設計なり、補償費につきまして、31年度に繰り越しを継続して行っていますいます。

ていきたいというふうに思っております繰り越しでございます。 続きまして、治山事業でございます。7,300万、こちらにつきましては、単県斜面 崩壊復旧事業に係る委託工事費、それぞれでございますし、単県の小規模急傾斜地の崩壊 対策事業、こちらの委託料につきまして、これは30年度災害に係るものでございますけども、こちらについても繰り越して事業執行させていただきたいと思います。 林道新設改良事業につきましては、9,250万という金額でございます。内容的に は、内方線の道路改良、船通山線の落石対策の委託料、県営の窓山林道の負担金とを合わ

せてこの金額でございます。

道路維持管理事業につきましては、2,000万でございます。町道宮田飛時原線のの り面対策事業の工事費を繰り越しをいたしたいと思います。

道路新設改良事業につきましては、8,120万、こちらにつきましては、生山印賀線 の工事委託等の経費、内方線の改良工事の工事補償費等でございます。

橋梁維持管理事業につきましては、5,700万でございます。橋梁の定期点検または 橋梁の修繕事業に係る委託工事費等を年内事業執行ができないために繰り越しをお願いす

るものでございます。 防災対策事業でございます。1億7,679万9,000円。こちらにつきましては、 2カ年で現在実施中でありますデジタル防災無線の工事並びに監理業務につきまして、 30年度事業も若干おくれぎみになっております。次年度に繰り越して、31年度予算と ともに進捗を図りたいと思っております。

- 続きまして、単独の災害緊急対策事業でございます。619万5,000円につきましては、7月、9月の豪雨に係る町単独の災害復旧につきまして年度内完了が難しいものも ございますので、財源を繰り越させていただくものです。

続きまして、生涯教育の総合推進事業でございます。1,296万円につきましては、 町史編さんに係る委託業務を31年度にわたって執行するためでございます。

耕地災害復旧事業、1億7,500万、それから林道災害復旧事業、2億4, 7,000円、公共土木施設の災害復旧事業、4億8,658万8,000円、それぞれにつきましては、御存じのとおり災害の査定が年末にわたったということで、これから発 につきましては、御存じのとおり災害の査定が年末にわたったということで、これから発注をして、繰り越して、31年度にわたっての工事となる予定になっております。 そのほか、簡易水道会計事業、それから農業集落排水事業特別会計、介護サービス事業

特別会計、それぞれに一覧表に載せておりますとおりの繰り越しをお願いをするものでこ ざいますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

一般会計の繰越明許の金額の合計ですが、14億9,791万4,000円ということ で多額の繰り越しにはなりますけども、御事情をお察しいただきまして、御理解をお願い いたします。以上です。〇議長(村上 正広君)

これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第26号、平成30年度日南町一般会計補正予算(第10号)から質疑を行ますが、名調ではた際のでは、 いますが、各課ごとに質疑を許します。 初めに、タブレットの136ページ上段、議会事務局について質疑を許します。

- [「なし」と呼ぶ者あり] 正広君)次に、136ページ下段、出納室について質疑を許します。 〇議長(村上
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 正広君)次に、137ページから140ページ、総務課について質疑を許 〇議長(村上 します。

8番、大西保議員。

- 〇議員(8番 大西 保君)総務課のとこで、山上の消防自動車は入ったわけですね、 まだ入ってないんでしょうか。どうですか。
- 〇議長(村上 正広君)木下総務課長。
- 〇総務課長(木下 順久君)今回、減額補正ということで購入の予算を落とさせていただいております。こちらにつきましては、以前にも報告しておりますけども、消防庁からの貸与を受けることが決定をしておりまして、3月の中旬ごろの納車ということで伺ってお ります。以上です。
- 〇議長(村上 正広君)ほかにありませんか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(村上 正広君)次に、141ページから143ページ、企画課について質疑を許

を許します。

- 7 番、久代安敏議員。 ○議員(7 番 _ 久代 安敏君)説明書類の6ページですけども、生山定住促進団地の建築 補助金の不用額1,000万が上がってますけども、その状況についてちょっと説明して もらえますか。
- 〇議長(村上 正広君)實延企画課長。
- 〇議長(村工 正広右) 真延正幽議長。 〇企画課長(實延 太郎君) 失礼いたします。当初予算額におきましては、4件の予算計上させていただいておりましたが、実績は1件にとどまる見込みから、3件分の約1,000万を減額させていただくものでございます。 〇議長(村上 正広君)7番、久代安敏議員。 〇議員(7番 久代 安敏君)減額補正はいいわけだけども、今後の当初予算立てられて、結果的にはそういう状況なんだけども、ホームページとか、いろいろ対策はとっておるようにはまませばま、まの土地を求められる。今の状況をちょっと説明してくださ
- られると思いますけども、あの土地を求められる、今の状況をちょっと説明してくださ い。いろいろな条件をつけて、いい条件があるにもかかわらず、なかなか定住されないと いう状況について、どのように受けとめておられますか。
- 〇議長(村上 正広君)實延企画課長。
- 〇企画課長(實延 太郎君)失礼いたします。現在、移住相談でありますとか、町内への 転入等でいろいろと御相談を受けるケースがございますけども、その際に生山、こちらの 該当する分譲地につきましても、現在の条件をPRして、いかがでしょうかということも セールスをしておりますが、結果に結びついてないのが現状でございます。その他、空き 家の物件、また町営の住宅、それぞれの御家庭の事情によりまして、ここはどうでしょう かといったようなことや、現地を見ていただくというような御案内もしておりますが、結果として結びつかない。制度としては、補助制度もというような優遇措置もございます。 現状が果たしてどうなのかというところは今後検証させていただきたいと思いますが、現 状につきましては、結果に結びついていないというところでございます。 〇議長(村上 正広君)次に、143ページ下段から146ページ、住民課について質疑

〔質疑なし〕

正広君)次に、147ページから149ページ、福祉保健課について質疑 〇議長(村上 を許します。

〔質疑なし〕

- 〇議長(村上 正広君)次に、150ページ上段、保育園について質疑を許します。 〔質疑なし〕
- 正広君)次に、 150ページ下段、農業委員会について質疑を許します。 〇議長(村上 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 正広君)151ページから157ページ上段まで、農林課について質疑を 〇議長(村上 許します。
 - [質疑なし]
- 正広君)次に、157ページ下段から166ページ、建設課について質疑 〇議長(村上 を許します。

〔質疑なし〕

正広君)次に、167ページから169ページ、教育課について質疑を許 〇議長(村上 します。

〔質疑なし〕

〇議長(村上 正広君)議案第26号、平成30年度日南町一般会計補正予算(第10 号)について、質疑漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 正広君)以上で議案第26号の質疑を終わります。

- 〇議長(村工 正広石)以工で職業第20万0月就で成わっよう。 次に、170ページから172ページ、議案第27号、平成30年度日南町国民健康保 険特別会計補正予算(第4号)の質疑を許します。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 〇議長(村上 正広君)次に、173ページ、議案第28号、平成30年度日南町簡易水 道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 174ページから175ページ、議案第29号、平成30 〇議長(村上 正広君)次に 年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

176ページから180ページ、議案第30号、平成30 〇議長(村上 正広君)次に、 年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

正広君)次に、181ページ、議案第31号、平成30年度日南町介護サ 〇議長(村上 一ビス事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(村上 正広君)次に、182ページ、議案第32号、平成30年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を許します。

「なし」と呼ぶ者あり

183ページ、議案第33号、平成30年度日南町病院事 正広君)次に、 〇議長(村上 業会計補正予算(第3号)の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(村上 正広君)ただいま議案第26号から議案第33号について、質疑漏れがあ ればこれを許します。

7番、久代安敏議員。

- 〇議員(7番 久代 安敏君)ちょっと気になることがあって、繰越明許のこともあったんですけども、あかねの郷にデイサービス等、ホームヘルプサービスの事業所を改修して、大体には新年度を目途にという、経済福祉の常任委員会でも説明があったし、補正の 提案のときにも説明があったんだけども、現地に行ってみても実際、設計の入札は終わっ ているようだけども、工事にもまんださばっていないというふうに思いますが、かすみ荘 に通所されとる人、ホームヘルプサービスの事業所にもなっているわけだけども、新しい あかねの郷の改修状況、いつから移行するのかということも示していただきたいというふ うに思いますが、どうでしょうか。
- 正広君)これは補正予算に関係する部分ですか。 〇議長(村上
- 久代 安敏君)繰越明許にあったように思います。 〇議員(7番
- 正広君)繰越明許、もう終わっております、繰越明許の部分は。今は特別 会計の補正予算ですので、特別会計の補正予算についての質疑を許してますので、繰越明 許は一般会計でしたので終わっておりますから、後でしてください。(「次」と呼ぶ者あ U)

以上で補正予算関係8議案の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第26号から議案第33号までの 補正予算関係8議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、 これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第33号 〇議長(村上 までの8議案は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。 ここで暫時休憩をいたしたいと思います。再開は2時5分といたします。

午後1時48分休憩

午後2時05分再開

〇議長(村上 正広君)休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第35 議案第34号 日程第43 議案第42号 から

正広君)タブレットの平成31年度予算書ファイルをお開きください。 〇議長(村上 日程第35、議案第34号、平成31年度日南町一般会計予算、日程第36、議案第 35号、平成31年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第37、議案第36号、平 成31年度日南町介護保険特別会計予算、日程第38、議案第37号、平成31年度日南 町介護サービス事業特別会計予算、日程第39、議案第38号、平成31年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第40、議案第39号、平成31年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第41、議案第40号、平成31年度日南町簡易水道事業会計予算、日程第42、議案第41号、平成31年度日南町下水道事業会計予算、日程第42、議案第41号、平成31年度日南町下水道事業会計予算、日 程第43、議案第42号、平成31年度日南町病院事業会計予算、以上、平成31年度予 算関係9議案を一括議題といたします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

〇町長(中村 英明君)議案第34号、平成31年度日南町一般会計予算でありますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ78億9,030万4,000円ますが、るものであります。第1表につきましては歳入歳出予算、それと、第2表につきまして、毎月ませに、第3表につきましては地方債についただければと思います。なお、一時借入金に付きましては、12億円を定めるものであります。歳出予算の活用につきましてですが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、一時借入金の借り入れの最高額は12億円と定めるものであります。歳出予算の各項の経費の金額を流用であります。る場合は次のとおける同一款内での、これらの経費の各項の間の流用であります。場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用であります。本ですが、平成31年度の当初予算額は先ほど申しましたが、78億9,030万平成31年度の当前年度に比較しまして、23.1%の増額の、金額ベースにしますと14億8,134万1,000円であります。

によりて、議案第35号です。平成31年度日南町国民健康保険特別会計予算でありますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,179万8,000円と定めるものであります。第1表におきましては、歳入歳出予算につきまして、それと一時借入金でありますが、借入金の最高額は事業勘定の4,000万円と定めるものであります。なお、歳出予算の流用につきましてでありますが、具体的には保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内での、これらの経費の流用であります。総額につきましては6億2,179万8,000円でありまして、対前年度比較しますと、マイナスですが10%、金額にしましてマイナスの6,918万2,000円であります。

続きまして、議案第36号、平成31年度日南町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額ですが、歳入歳出それぞれ9億6,468万5,000円を定めておるところであります。第1表につきましては、歳入歳出予算によるものであります。・時借入金の額でありますが、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、・時間、金の借り入れの最高額ですが、事業勘定の4,000万円と定める内容にしております。流用につきましてでありますが、歳出予算の流用につきましてですが、具体的には、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、款内でのこれらの経費の流用をお願いするものであります。総額ですが、平成31年度の当初予算額にですが、9億6,468万5,000円でありまして、対前年の当初予算額比率ですが、9億6,468万5,000円でありまして、対前年の当初予算額比率ですが、7%に相当しまして、マイナスの5,841万1,000円を減額した内容となっております。

議案第37号、平成31年度日南町介護サービス事業の特別会計予算でありますが、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億251万円と定めるものであります。第1表のほうには歳入歳出予算を載せております。そして、第2条ですが、地方債ということで、それぞれ第2表の地方債というところに明示しておりますので、ごらんいただければというふうに思います。内容ですが、本年当初予算総額ですが、1億251万円、対前年の比較でありますが11.9%の増ということで、金額に換算しますと1,088万5,000円であります。

続きまして、議案第38号、平成31年度日南町後期高齢者医療特別会計予算ということであります。歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ1億352万8,000円と定めるものであります。第1表のほうで、歳入歳出予算のほうで計上させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。総額について、対比ですが、本年度が1億352万8,000円、対前年の当初予算額が9,741万7,000円ですので、611万1,000円、パーセンテージに直しますと6.3%の増の予算を計画しておるところであります。

議案第39号ですが、平成31年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算でありますが、歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ1,200万2,000円であります。昨年度の当初予算額が3,970万2,000円でありますので、対前年度当初予算比較ですが、マイナスの2,770万円、マイナスの69.8%になっております。

す。 議案第40号、平成31年度日南町簡易水道事業会計予算でありますが、業務の予定量でありますが、給水戸数が1,814戸、年間総給水量予定ですが37万1,544立米、1日平均給水量ですが約1,017立米を予定しております。主な建設改良事業につきましては、139万6,000円を予定しておるところであります。収益的収入と支出

ですが、頼ですが、収入の総額ですが1億7,436万5,000円、支出につきましては1億4,034万2,000円を予定してるところであります。なお、、資本的収入が127万円、資本的支出のほうが6,741万1,000円を予定しておるところであります不足額ですが、1,000円となりますが、当該年度の損益勘定留保資金2,696万7,000円と、引き継ぎ金3,917万4,000円をもって補填するものであります。一時借入金ですが、限度額のほうは2,000万円と定めておるところであります。また、議会の議決を得なければ流用することができない経費につまた、棚卸額でより、また、議会の議決を得なければ流用することができない経費につまた、棚卸額でより、また、議会の議決を得なければ流用することができない経費につまた、棚卸額です。また、職員給与費として617万1,000円を予定しております。本年度の総額でが2億775万3,000円、昨年度当初予算ですが2億7,368万円でしたので、比較として、減額の6,592万7,000円であります。24.1%の減額の率でありま

議案第42号、平成31年度日南町病院事業会計予算でありますが、業務量につきましては、病床数が99床、年間患者数が、入院が2万100人、外来が2万6,112人ということで、1日平均患者数が入院55.3人、外来が107.9人を予定しておるところであります。主な建設改良ですが2,951万1,000円、それと有形固定資産費として3,344万3,000円を予定しておるところであります。

詳細につきましては、それぞれの平成31年度の当初予算説明附属資料のほうで御参照いただければと思いますし、なお、詳細につきましては、これから木下総務課長及び、病院のほうにつきましては病院の管理者のほうから等の説明をさせますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(村上 正広君)木下総務課長。

〇総務課長(木下 順久君)失礼いたします。私のほうからは、平成31年度の日南町予算参考資料のファイルに基づきまして、若干概要を説明させていただきたいというふうに思いますので、ファイルのほうをお開きいただきますようにお願いいたします。まず、同ファイルの4ページでございます。こちらのほうに、ただいま町長のほうから提案ありました全ての会計の30年度、31年度、それぞれ当初の予算額の比較という一

まず、同ファイルの4ページでございます。こちらのほうに、ただいま町長のほうから 提案ありました全ての会計の30年度、31年度、それぞれ当初の予算額の比較という一 覧をつけさせていただいております。全体的な予算規模等、これをもって御確認いただけ ればというふうに思いますが、特に一般会計につきましては、平成31年度、78億 9,000万からの予算額となっておりまして14億8,000万の増、対前年比で 23%の増ということで、大型の予算となっております。それから、簡易水道事業会計、 それから下水道事業会計につきましては、従来の特別会計から、若干位置も変えまして、 病院事業と合わせて企業会計という形での記載に来年度からは変わってまいります。合計 いたしまして、114億7,311万4,000円という全体の予算額になります。対前 年比で13.9%、全体で増額の予算でございます。

歳入歳出、それぞれにつきまして、若干主なものを説明させていただきますけども、タブレット10ページと11ページに歳入歳出、それぞれの重立ったものを一覧にしてござ

います。まず、10ページのほうですが、歳入のほうから、まず、町税でございますが、 町長の施政方針のほうにもありましたが、町民税につきましては、31年度、個人町民税 は若干の伸び、法人町民税につきましては600万ほどの減を見込んでおるところでござ います。

また、地方譲与税につきましては、31年度から森林環境譲与税が新たに加わりまして 2,680万が新たに皆増となっております。

2, 000万が制たに自境となっておりよう。 地方交付税につきましては、見ていただいたとおり、普通交付税、特別交付税、いずれ も昨年度当初と同額を見込んでおるところでございます。こちらについては、単位費用等 を示された値で試算をしてみましたけども、単位費用では若干の減ということになりまし たが、公債費は若干上がってくるということで、交付税ベースでは若干ふえる部分もあり まして、見込みとしては前年並みということで、当初予算は考えさせていただいておりま す。

それから、下がりまして、国庫支出金につきまして、光ケーブル化緊急支援事業という ことで、FTTH化に係る補助金を4億1,600万を新たに見させていただいておるところですし、その下、次世代林業基盤づくり交付金、道路維持・改良事業につきましては減を見込んでおるとこでございます。 また、県支出金におきましては、鳥取県超高速情報通信基盤整備事業の補助金としましては、

こちらも F T T H に係る単県の補助金を 1 億円予算化をさせていただいております。 下がっていただいて、国土調査の補助金は、昨年度から若干増加の見込みをしております し、補正予算でも3,000万プラスになっておるという状況でございます。林業成長産 業化対策事業につきましては、国庫補助金からの振替ということで1億円を見込んでおります。鳥取県林業再生事業におきましては、高性能林業機械のリース整備に係る補助金を

見込んでおるところでございます。 下がりまして、繰入金でございます。財政調整基金につきまして、31年度は一般財源 の不足が見込まれることから、2億2,250万の取り崩しによる繰り入れを予定をして おります。昨年度比1億4,850万の増でございます。そのほか、地域医療総合確保基 金からの繰り入れ等、例年のものを予定をしております。

町債につきましても、大型事業に対応するために緊急防災・減災事業債、過疎のハ-ド、ソフト、臨財債、それぞれに見込んでおりますけども、特に過疎につきましては、ハ ードの部分で大型の事業に対応するための大きな財源を、借り入れを予定をしておるとこ ろでございます。

続きまして、11ページ、歳出のほうでございます。まずは、総務費のほうでございま す。町制60周年記念事業として800万を計上しておりますけども、これは、この後御 説明いたしますけども、記念事業につきましては事業をまとめておりません。各課で計上 しておりますので、各課計上のものを一覧にしたものを、また御説明をさせていただきたいと思います。そのほか、総務費では、タウンズネット管理ということでFTTH化の事業9億2,000万ということで、大幅な増となっておりますし、その一番下の、総務費の一番下では、来年度選挙が、町議選も含めて県議、参議院選のものを予定をさせていた だいております。

民生費では、介護保険事業で2億2,390万ということで、この中には中山間地域の 介護サービス確保対策事業に係る経費も見込んでございます。

イングライス
第生費では、新エネルギー推進事業ということで、金額が大きく上がっておりますけども、こちらにつきましては事業の組み換えをしております。事業が移動したということで

の金額でございますので、内容的には従来のものと変わってございません。 それから、農水費ですが、林業の成長産業化モデル事業につきましては7億2,300万ということで大幅な増を見込んでおります。主な増につきましては、木材団地の整備に係る工事費が6億というふうな状況でございます。

一商工費におきましては、企業支援対策事業として若干の伸びを見ておりますけども、こちらのほうには新規事業でございますけれども、外国人の技能実習生の支援の予算等も含

まれております。
 土木費におきましては、道路維持管理では2,000万ほどの増加を見込んでおりますし、道路新設改良につきましては若干減のほうを、予算を考えておるところです。
 消防費では、防災対策事業でデジタル防災無線2年目となる予算を、若干昨年度よりも

減額になりますけども、見させていただいております。

教育費でございますけれども、施設営繕改良事業につきましては2, 400万の予算化 ですが、中学校の校舎のトイレ、中学生議会での提案があった事業について、計画的に実

施をしていくということでの予算化をしております。また、総合文化センターの管理事務として文化センターとエレベーターの改修等を、維持の部分での予算を考えてございます。

また、ページ若干戻りますけども、タブレットの7ページ、記載のページでいいますと6ページになりますけども、歳出の性質別について若干説明をさせていただきます。まず、人件費につきましては31年度8億3,100万ということで、対昨年比で4.3%の減という人件費でございます。公債費は6億1,300万、3.1%の増でございます。公債費が増となりますのは11年ぶりぐらいになるかと思いますけども。10年前ぐらいから徐々に公債費が減る、返済が進んで減ってきてる状態でしたけども、31年度は道の駅の借り入れの元金償還が始まるというようなこともありまして、若干ふえる

普通建設事業費につきましては28億4,500万ということで、対前年比96.2% ということで、こちらの部分が大きな増となっております。歳出のほうで御説明しました とおり大型事業がございます。

予定でございます。

普通建設事業費が上がっておりますし、その、ずっとおりていただいて、⑩の災害復旧事業費につきましても、当初予算で若干災害の枠取りをするということでの予算取りを1億させていただいております。こちらにつきましても大きな増になっております。一番下のところで、義務的経費、投資的経費ということでの性質を分けさせていただいております。特に、投資的経費の部分が、普通建設事業費と災害復旧費を合わせたものでございますけれども、昨年度と比較しますと倍増しております。そういったところが本年度の予算の特徴であるというふうに思っておりますし、その下の、構成比のグラフ等を見ていただいてもそういった構成が見ていただけると思っております。

いてもそういった構成が見ていただけると思っております。 そして、タブレット14ページになります。こちらにつきましては、グラフ化した見やすいものになっておりますので、また見ていただければと思いますけども、交付税、町債残高の推移をあらわしたものでございます。見ていただいたとおり、町債の残高が今年度の借り入れによって上昇してくるというふうなところを見ていただければというふうに思いますし、基金残高につきましても、本年度、取り崩しを受けて、若干の減を見ておるところでございます。

ころでございます。 15ページにつきましては、基金の予算ベースでの、31年度期首と年度末の残高見込みをあらわしております。御参考にください。

みをあらわしております。御参考にください。 そして、16ページ以降につきましては、普通建設事業費につきまして、若干詳しく、 財源も含めたものをおつけしております。個々の事業についてはこちらを御参考いただけ ればというふうに思っております。

また、最後の19ページになりますけども、こちらにつきましては、過疎のソフト事業につきまして、こちらにまとめたものを資料としてつけておりますので、過疎ソフト対処事業につきましても参照いただければというふうに思っております。

ミュニケーションを促進できたり、職場内の風通しよくなるというふうなことも狙った取り組みになればというふうに考えております。

続きまして、次のページは就労アンケート実施事業でございます。こちらにつきましては、昨年度まちづくりアンケートを実施をいたしましたが、その中で、やはり雇用企業支援に対する不満であるとか興味であるとかという数値が高かったということを捉えまして、若干的を絞ったアンケートを、さらに来年度はやりたいということでございます。500人規模で20歳から59歳、これも働き盛りの世代になりますけど、こういという方々に町内の雇用であるとか企業の関係につきましていろいろと考え方を伺いたいうふうなアンケートでございます。 横いて、165ページ、こちらも60周年の事業の一環でございます。サイクリングイベント、サイクルロゲイニングというイベントでございます。こちらにで見ませたいた。サイクルロゲイニングというイベントでございます。こちらにで見ませたいた。

続いて、165ページ、こちらも60周年の事業の一環でございます。サイクリングイベント、サイクルロゲイニングというイベントでございます。こちらにつきましては、趣旨としては交流人口の拡大を図るための、町としての目玉のイベントに成長させたいということでございます。100キロマラソンにかわるというふうな表現をしておりますけら、息が長い取り組みになる、成長するイベントになればというふうに考えておりますらにつきましては、5月と11月、プレイベントと本大会につなげる取り組みとしておらにつきましては、5月と11月、プレイベントと本大会につなげる取り組みとしておらにつきましては、5月と11月、プレイベントと本大会につなげる取り組みとしておらにつきましては、5月ということで、これの自転車版といいます。新しいイベントを始めていきたいということでございます。

それから、日通共生の森10周年事業につきましては、本年度、31年度に10周年を迎える日通さんと式典も含めまして一つ区切りになるイベントを行いたいということで、さらなる社会貢献活動できる企業を求めてということで、PRも含めた活動になればということで予定をしております。

167ページには、社員住宅整備補助金について御説明いたします。金額200万の事業でございますけども、立地企業の雇用促進を図るという意味で、空き家を使った社員住宅、社宅というふうなものを整備していただくための若干の補助金というふうなことを計画をしております。

168ページですが、日南町のお仕事フェアということで、こちらにつきましては、食のバザール等、町内に人がいらっしゃるイベントと同時開催というふうなことで、日南町の事業所の方に日南町のそれぞれの会社の魅力であるとかというふうなものを紹介していただいて、マッチングを図りたいと、町内で行うマッチングイベントをイメージをされておられます。特に、いわゆる就労世代だけではなくて、小学生、中学生、または高校生あたりにも声をかけさせていただいて、いわゆる町内の企業を知っていただく機会になればということで企画をいたします。

続いて、169ページは、外国人の技能実習生の受け入れ支援事業の補助金でございます。こちらにつきましては、若干これまでも説明されておる経過もあろうかと思いますけども、今進めております技能実習生の受け入れに係る負担について、企業の負担を軽減するという意味で補助金を制度化するものでございます。
170ページはがん検診事業でございます。こちらにつきましては、31年度、新たに、日南病院で胃がん検診、胃カメラによる胃がん検診を実施をするようにいたします。これまで、野肉でがん検診・病院で受けることができませんでしたが、31年度からるこれまで、野肉でがん検診・病院で受けることができませんでしたが、31年度からるこれまで、野肉でがん検診・病院で受けることができませんでしたが、31年度からるこ

170ページはがん検診事業でございます。こちらにつきましては、31年度、新たに、日南病院で胃がん検診、胃カメラによる胃がん検診を実施をするようにいたします。これまで、町内でがん検診、病院で受けることができませんでしたが、31年度からそういう体制ができたということで、実施をしていただくものでございます。 171ページにつきましては、先ほども職員版で御説明しました検診受診者を対象とした実践型健康セミナーということで、こちらも検診を受診していただいた方を対象に、

171ページにつきましては、先ほども職員版で御説明しました検診受診者を対象とした実践型健康セミナーということで、こちらも検診を受診していただいた方を対象に、RIZAPさんによる実践型健康セミナーとトレーニング体験というふうなものを、プログラムを提供して、参加をしていただくということで、健康意識を高めていただくというふうなことを考えております。

続いて、172ページにつきましても働き盛りの世代の健康づくりという関連の流れの事業でございます。こちらについては、職員提案でもいただいた項目でございますけども、こちらも町内の職場単位で、職域対抗で健康づくり、健康経営カナンバー1はどこだというふうなテーマを掲げて、職場単位で競争しながら健康づくりをしていただけるような取り組みができればということで、事業を組み立てたいというふうに思っております。具体的には、取り組んだ内容によってポイントをためていただいて、最終的にポイント高いところはよい成績で表彰を受けれるというふうな仕組みでの意識づけを行っていければというふうに考えてございます。

173ページ、ノルディックウオークの公認指導員養成事業でございます。こちらにつ

きましても、定期的にノルディックウオークを実施をされておりますけども、指導できる方っていうのが、利用される方が広がってくるにつれ、指導員の不足が生じてくるということで、養成をしたいということでの事業立てでございます。9万円ほどの事業でございます。

続いて、175ページは木育事業でございます。こちらにつきましても、60周年のスタート事業という位置づけにしておりますけど、林業成長産業化モデルと事業費も若干使いながらという部分もありますが、いわゆる森林教育であるとか木と親しむっていうふうな取り組みを今年度スタートして始めていきたいというふうに思っております。木育に係るカリキュラム等も整備をしながら、子供たちが学校なり地域で木に触れる、木に興味を持っていただくというふうな取り組みを進めていきたいと思っております。

それから、林地台帳修正業務でございます。200万ほどの事業でございますけども、 こちらにつきましても、航空レーザー測量によってできましたデータを活用して地籍調査 等に活用ができるということで、応用検討事業というものをスタートをさせたいというふ うに思っております。

177ページ、木材団地の造成事業でございます。こちら、大きな事業費、6億600万という事業でございます。こちらにつきましては、これまで御説明もしておりますとおり、新たな工業団地の造成をしたいということの事業です。林業アカデミーの運営委託につきましても、議案の中にもありましたが、新たに4月からオープンしますアカデミーの運営を産業振興センターで担っていただくための委託でございます。

運営を産業振興センターで担っていただくための委託でございます。 最後になりますけど、179ページ、日南病院で通所リハビリテーション事業を4月から新たに始められるということで、こちらも従来から説明があっておると思いますけども、介護保険対応の通所リハのサービスをスタートさせていただきます。

済みません、最後に、60周年記念事業の一覧ということで、別ファイルを1枚紙、1枚紙といいますか、1枚のデータをつけておると思います。これについては、個々説明にしませんけども、各課の事業の中に60周年を冠にした事業がございます。なれを覧にしたものでございます。全庁合計の一番下の部分で5,000万というふうな事業、記載がございますけども、この中には町史編さんの最終年度の事業、約2,000万等も含まれたもので、全体のものになってございます。各課から、もろもろ提案をいただきながら記念すべき60周年になるような各種の取り組みをスタートできる年になるような各種の取り組みをスタートできる年になるような形でまとめてきたつもりでございます。こちらにつきましても、各課のヒアリングので、ぜひ聞き取っていただければというふうに思っております。以上、説明とします。〇議長(村上 正広君)簡易水道事業会計と下水道事業会計については。(発言する者あり)いいですか。(発言する者あり)

それなら、中曽病院事業管理者。 〇病院事業管理者(中曽 森政君)そうしますと、病院事業会計のほうは、お手数ですが、予算書ファイルのほうで説明させていただきます。予算第3条の収益的収支予算でございますが、総額11億5,926万8,000円で、前年度比3,212万4,000円の増加となっています。総収益の内訳は、医業収益が6億7,582万6,000円で、1,683万4,000円の増加、介護収益が1億4,492万2,000円で344万4,000円の増加としております。総費用の内訳は、医業費用が11億4,516万6,000円で、3,178万7,000円の増加、医業外費用が

4, 516万6, 000円で、3, 178万7, 000円の増加、医業外費用が 1, 380万2, 000円で33万7, 000円の増加としています。

次に、次ページの予算第4条の資本的収支予算ですが、総収入が3,970万9,000円、総費用が1億3,448万5,000円として、不足する額を過年度留保資金で補填するものです。予算第14条において、重要な資産の取得及び処分として、エックス線ポータブル撮影装置一式を上げています。999万円の機器となります。次のページで、企業債の項においては、病院施設改良と医療機器購入の財源として3,430万円を計上しておるところです。

以下、242ページ以降の予算の見積書により、若干追加説明させていただきますが、表の中ほどですが、入院収益が、前年度比で3,044万4,000円の増加、外来収益が1,672万2,000円の減少、次のページですが、介護給付収益が424万5,000円の減少、介護の予防給付費が538万円の増加となっています。

一般会計の繰入金全体ですが、予算科目とすれば2カ所に分かれてるんですが、3億708万2,000円となっておりまして、前年度より1,097万2,000円の増加となっています。一方、最終的にといいますか、地域医療総合確保基金から一般会計のほうで取り崩していただく金額は、病院予算書には出ておりませんが6,262万

000円で、ほぼ、前年度の当初予算並みとなっているところです。

タブレット246ページをごらんください。病院事業費用において、企業費は対前年度 3, 110万8,000円の増加で、非常勤医師の報酬の増加、看護師、介護福祉士の人 件費確保対策や職員の育児給料終了等によって増加しておるところです。あと、特徴的な ところは減価償却費が建物設備、機械備品の耐用年数到達などによって878万の減とな っておるところです。

タブレット250ページ以降の資本的収支についてですが、重立った支出とすれば、エ レベーター2号機の改修、院内電話設備機器の更新に2,951万1,000円。エックス線ポータブル撮影装置、電気刺激治療器、眼科の自動視野測定器等々で、機械備品購入 費として3,344万3,000円を計上しておるところです。

以上、御審議をお願いいたします。

〇議長(村上 正広君)以上で提案説明を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第34号から議案第42号までの 9議案は、審議の都合により、本日は提案説明までにとどめたいと思いますが、これに御 異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第42号 までの9議案は、本日は提案説明までにとどめることに決定をいたしました。

〇議長(村上 正広君)お諮りいたします。各議案とも熟読していただくため、本日は以 上をもって会議を閉じ、散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

正広君)御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉 〇議長(村上 じ、散会とすることに決定をいたしました。

つきましては、3月4日の本会議は別に通知をいたしませんので、定刻までに御参集い ただきますようお願いをいたします。長時間お疲れさまでございました。

午後2時53分散会